

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

(第2期第18号 - 通巻第30号 - 1)

発行：2017年2月13日

山口重克

(東京大学名誉教授 yamshige32@yahoo.co.jp)

資本主義の歴史的・地域的類型の変容と
グローバル化からローカリゼーションへの循環的交替

『宇野理論を現代にどう活かすか Working Paper Series』

2-18-1

http://www.unotheory.org/news_II_18

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

事務局：東京都練馬区豊玉上 1-26-1 武蔵大学 横川信治

電話：03-5984-3764 Fax：03-3991-1198

E-mail: contact@unotheory.org

ホームページ <http://www.unotheory.org>

資本主義の歴史的・地域的類型の変容と グローバリゼーションからローカリゼーションへの循環的交替

山口重克

はじめに

- (1) 現実経済の認識方法としての３段階論の一般的説明
- (2) 旧来の共同体への商品経済の浸透による変容とそれに対する抵抗。
- (3) 現代におけるグローバリズムからローカリズムへの逆転傾向

追補：グローバリズムとローカリズムの循環的交替

はじめに

私は、2016年の9月2日に、新潟大学共生経済研究センター主催の公開シンポジウム「グローバル資本主義の現在を読む」において「資本主義の歴史的・地域的類型と現代」という演題の講演を行った。その中で、資本主義の歴史のいくつかの時期において、グローバリゼーションの時代とローカリゼーションの時代は循環的に交代しており、現代は前者から後者への交代期にあるのではないかという仮説を提起したのだが、それは簡単な歴史的経緯の説明に終わってしまった。そこで、今回改めて、段階論的な視座からの補足的な説明を追加した。本稿は、前掲のシンポジウムの講演の原稿をもとにし、それに「グローバリゼーションとローカリゼーションの循環的交替」を追加して作成したものである。

- (1) 現実経済の認識方法としての３段階論の一般的説明

宇野弘蔵が提起した経済学の方法論としての３段階論は、資本主義市場経済の現状分析＝現実認識の、したがってその記述の方法論である。すなわち、多種多様な錯綜した要因によって規制されて存在している「混沌」とした現実の市場経済を、それを根底から規定しているものとして措定された「基層」としての純粋資本主義市場経済と、歴史的、地域的に変容した多様な種差のある資本主義市場経済を類型として分類して認識する「類型層」と、その２つを踏まえていくつかの主要な要因に整理して再構成した「現実層」の３層によって規定される３層構造のものとして認識しようという方法論である。

宇野のこのような思考の基盤にあるのは、おそらくカント、ヘーゲルなどのドイツ観念論哲学を批判的に継承しているマルクスの弁証法とドイツの歴史学派経済学の発展段階論であろうと思われるが、そもそもこれらの哲学ないし経済学に大きな影響を与えているのは、おそらく生物学的な思考法で、社会を生成、進化し、多様化する有機体とみる社会観であろうと思われる。この辺のことを検証するには私に残されている時間は少なすぎるので、これは推論にとどめることにするが、宇野の３段階論の内の中間理論を構成するいわゆる発展段階論は、資本主義の複線的な多様な発展＝進化を類型化しよう

という思考である点で、とりあえずは、生物学での「分類思考」と「系統樹思考」（三中信宏）に類似した認識方法論であるといつてよいであろう。

ただ、宇野はこの分化を伴う進化の動因の理論化に一応の関心を示しながら、難問であるとしてその立ち入った考究を保留し、資本主義の発展様式の分化＝地域的類型化を事実として叙述する以上の体系化・理論化を必ずしも十分には達成しないままで終わってしまったように思われる。

もっとも、資本主義の歴史的発展・変容の基本的動因として、生産力の発展に伴ういわゆる資本の有機構成の変化、とりわけ固定資本の規模の変化に着目して、資本主義の発生期から成長期、爛熟期への資本の蓄積様式、企業形態、労働者の雇用状況、景気変動等の変容の類型を説こうとしていた点は指摘しておく必要がある。しかし、資本主義世界のこの歴史的な変容は単なる単線的・直線的なそれではなく、ヨコへの複線的・拡散的な変容を伴ったものだった。言うまでもなく、このことは宇野によって明示された論点であるが、しかし、この複線的な変容の類型化の契機、要因についての考察は十分ではなかったように思われる。あえて取り出せば、たとえば資本主義の発展の先進と後進の違いによる生産力ないし固定資本のレベルの相違、それと関連するが、資本主義世界における生産基軸とその周辺の生産配置構造、したがって貿易構造の相違などが宇野の類型論の背後にある契機論であるとみることが出来るが、それだけでは不十分のように思われる。

生産力要因だけが資本の蓄積様式に地域的な多様化をもたらす主要因であると考えたとすると、その要因の優劣は比較的短期的に、地域的に不均等な変動をするであろうから、地域的な類型は短期的に変化し、類型の持続性が維持されえないことも起こりうるということが考えられるからである。

類型の持続性を説明しようとする。類型の形成要因もあまり短期的に変化しない、多少とも持続的なものに求められるべきなのではなかろうか。そのような考えから、私はそれぞれの地域の文化的要因が類型形成の主要因の一つ（他の主要因は、地理的特性、資源問題）であるという考え方を提起したわけである。（「制度」には持続性はないのではないかと考えられる。）

このような文化的類型論の考え方は、宇野の3段階論を支持する宇野派内部においても支持する議論はあまり多くないように思われる。これはおそらく、唯物史観的な文化観、すなわち、生産様式が上部構造である文化を規定するのであって逆ではないという考え方によるものではないだろうか。

ここで、唯物史観との関係について若干考えてみるならば、私は下部構造が上部構造を規定するという公式そのものは基本的には了解できるが、この公式は、資本主義世界を境界のないフラットな、同質的な世界として考えている公式ではないかと思う。この世界の内部に境界を設定するならば、それぞれの内部で棲み分けが生じ、下部構造自体が多様化するのではないか。「今西棲み分け論」的な進化が生じると考えられるのではな

いか。とすると、この下部構造の相違は何が規定すると考えればいいのかという問題が出てくる。また、棲み分けられている地域間の交流、模倣や戦争による支配・服従などによる変化はどのように考えればよいかという問題も生じるであろう。ここでは、人間行動の多様性、特に人間の欲望、欲求行動の多様性の問題についての考察も必要になるのではないかな。

(2) 旧来の共同体への商品経済の浸透による変容とそれに対する抵抗。

ここで文化というのは、それぞれの地域の伝統的な習俗、価値観、宗教、民族性、言語等々のことで、人間の行動様式を少なくともある期間、持続的に拘束・規定する要因となるもののことを考えている。行動原則と言い換えてもよい。人間の生産・生活共同体は、いかなる時代のそれでも多かれ少なかれこの文化によって規制されて存続しているといつてよいであろう。しかし、共同体の内外で商品経済ないし市場経済が発展するようになると、旧来の共同体の文化は、一部で市場経済的な文化（＝個人主義的な行動原則）の影響を受け、変質し始める。共同体の解体といわれているものがそれである。しかし、同時に、旧来の共同体の側からの抵抗・反撃もあり、その対抗関係による合成によって、多かれ少なかれ様々な新しいハイブリッドな文化がいろいろな地域で多様に形成され、ある期間持続する新類型が形成されるといってよいであろう。

この問題は人間行動の観点から次のように論じることが出来よう。

市場経済の展開は共同体の文化を完全には解体できないが、それは言い換えれば人間を、あるいは人間の行動様式を完全には変質させることができないということでもある。多少は変質させるが、完全にはなじめない部分が残る。この部分については、旧来の文化が何らかの程度において影響する。旧来の共同体の抵抗というのは、言い換えれば、市場経済的文化に対する人間の抵抗なのではないか。人間の行動原則は簡単には変質させられないのではないかな。

このようなことを考えているうちに、もともとの人間の行動原則は何だったのだろうかということを経験をいろいろ考え、人間の行動原則の基本は、人類誕生以来、集団主義であったという考え方を社会科学的思考の出発点にしたいと、最近の私は考えるようになっている。つまり、個人主義的行動というのは人類史的には非常に新しい行動原則であり、しかもある地域のある時期だけのことなのではないかということである。この仮説を歴史的に検証することはそんなに難しいことではないのではないかなと思われる。問題は、私にそのための時間の余命があるかどうか。

経済学の原理論としての純粋資本主義論では、人間は経済人的な行動以外の行動をしないものと想定されている。人間不在の理論といわれたりする所以でもある。それに対して、段階論ないし類型論では経済人的な行動以外の行動をする、いわば生身の人間が登場するわけである。ただ、その人間は複雑多様な完全に現実的な生身の人間ではなく、ある段階でのある地域の類型的な人間、類型的な行動をするものとしての人間であ

る。現実の人間の行動の分析は、この類型を基準にして、これを規定している要因以外の無数の要因を追加して行うことになるわけである。実際にイギリス人やアメリカ人やドイツ人と付き合ってみると、純粋に個人主義的な人間などいないし、純粋に集団主義的な人間もない。純粋な類型、つまり典型は、現実には存在しないのである。

要するに、ここで言いたいことは、段階論ないし類型論というのは市場経済と伝統的な共同体の多様な対抗関係を類型化したものだということである。

(3) 現代におけるグローバリズムからローカリズムへの逆転傾向

現段階は私の段階分類からすると金融資本段階の中の第4次副段階、すなわち第2次大戦後の第3次副段階に続く米ソ冷戦終結後の最新の段階であるが、この第3次から第4次にかけて、とくに70年代以降、米国金融資本に主導されたいわゆるグローバリズムの時代が積極的に展開された。

しかしこのグローバリズムの時代も、今世紀の初めころからいわばローカリズムの時代へ転換しつつあるように思われる。統合志向の時代から分裂・解体志向の時代、あるいは自由から規制の時代への転換期にあるといってもいいかもしれない。

第1次大戦後、1920年代には、大戦の恩恵で繁栄を極めることになった米国の金融その他の支援によってヨーロッパが復興し、資本主義世界が不均等発展を内包しつつ曲がりなりにも再建されて行ったが、その過程で、20年代末に米国発の金融恐慌が発生し、世界的な大不況と1930年代の世界経済の解体が展開して行くことになった。

現代の状況には、この1930年代の世界経済の解体の再現、経済的国家主義(=ケインズ主義国家)の再波及の兆候が見られるといってもよいだろう。

典型的な例は近年のEUの分裂・解体傾向である。第2次大戦後、1958年に西欧6か国で発足したEECを母体にして、これまで欧州のキリスト教地域の統合とその地域の一層の拡張を志向する動きが進展してきたが、ここ数年の間に均質化・同質化への抵抗としてこの統合からの離脱を志向する動きが活発化している。その最初の徴候は2009年のギリシャ危機である。その後の各国における右翼政党の台頭といわれる現象もそれぞれの地域の独自性を再確認しようとするローカリズムへの回帰現象の一つといえよう。米国のトランプ旋風なるものも類似の現象であると思われる。

この循環的交替のメカニズムは段階論ないし類型論を前提にしてどのように考えればよいのだろうか。思い付きの試論をメモ的に書いてみる。

米国が主導したグローバリゼーションのきっかけは、米国製造業の業績の低迷とアウトソーシングとしての多国籍企業化の進展だったとみてよいであろう。さらに遡ってこの製造業の低迷(スタグフレーション)の原因を探れば、経済に対する国家の介入・保護とそれに基づく生産力の停滞だったのではないか。そして、冷戦の終結により、資本主義各国の国独資的保護規制が緩和・撤廃され、国際的な競争の激化が各国資本主義の停滞を促進し、グローバリゼーションをさらに推進すると同時に、とりわけ米国金融資

本は、その主要な利潤源泉を実体経済（とくにその基盤としての製造業）に対する金融から各種利得の証券化商品の金融取引へと移行させることになった。こうして今世紀初頭から、各国資本主義は多かれ少なかれ不均等な低成長経済に陥ることとなる一方で、

グローバリゼーションは米国金融資本の証券金融のグローバリゼーションとして展開されることになり、その過程で米国に金融恐慌が発生、それが世界各国に波及した。

この過程で不均等低成長に陥った各国資本主義は、米国金融資本が要求する資本の世界性を制限し、財政や労使関係を含めて、各国の各種の独自の地域性を保護する経済的国家主義に回帰する道を探らざるを得ないことになる。国独資体制（ケインズ主義国家）の再構築である。もちろんこれで資本主義が延命することにはなるまい。また、30年代の再来という面があるにしても、これで世界戦争に進んでいく必然性も必ずしもなからう。かといって、新自由主義の時代が再来するという契機も見当たらない。

しかし、現代が、グローバリズムの時代からローカリズムの時代への転換期にあり、世界経済の解体傾向が暫く続くことになることだけは確かのように思われる。ここにはグローバリズムとローカリズムの循環的交替がみられるとっていいのではないか。

追補：グローバリゼーションとローカリゼーションの循環的交替

私は、2016年の9月2日に、新潟大学共生経済研究センター主催の公開シンポジウム「グローバル資本主義の現在を読む」において「資本主義の歴史的・地域的類型と現代」という演題の講演を行った。その中で、資本主義の歴史のいくつかの時期において、グローバリゼーションの時代とローカリゼーションの時代は循環的に交代しており、現代は前者から後者への交代期にあるのではないかという仮説を提起し、若干の思い付きを述べたのだが、それはごく簡単な歴史的経緯の説明に終わってしまった。それで、ここで改めて若干の補足的な説明を加えたい。

そこで提起した循環的交替は、政治的な覇権国交替の問題とも関連するが、ここでは経済的状況の循環的交替の問題として考察したい。経済的観点から考察するならば、この問題は、当然のことながら景気循環との関連で考察されるべきであろう。

景気循環との関連での現代の経済的状況は、2008年の米国のリーマン金融恐慌から始まる世界資本主義全般の不均等的な慢性的スタグネーション（停滞＝不況）状況にあるとってよい。これ以前の最近の慢性不況は、1960年代末から1970年代にかけてのいわゆるスタグフレーションである。

現代は段階分類からいうと金融資本段階の第4次副段階にある。この段階独自の証券金融資本のもとでは、発端となった金融恐慌も独自の要因によって発生したとみることができる。すなわち、以前の金融恐慌が産業上の過剰資本蓄積＝景気過熱に起因するものであったのに対し、現代の金融恐慌は景気低迷下での過剰流動性（いわゆるカネ余り）による証券価格の騰貴とその崩落であり、その影響がグローバルな貿易関係・金融関係を通して不均等に世界資本主義各国の産業上の停滞に影響した結果が現代の資本主義各

国間で格差のある世界的慢性不況であるといっていよう。

不換制下の一般的な不況対策は中央銀行による金融緩和と財政出動であるが、慢性不況下で潜在成長率が低位にある現状においては、金融を緩和しても産業上の投資先はない。財政出動については、その財源としての増税は困難であるから、国債の増発によるしかないが、その消化は金融緩和による過剰流動性が滞留している市中銀行によって行われることになり、それが上限に近づけば、過剰流動性の運用はリスク資産としての株式なり不動産なりに向かうことになる。

こうして実質的な成長率の低位な状況下で発生するバブルも、それが金融に支えられたものである以上、その金融の返済ないし金融債権の価値保全の確実性が低下してくれば、当然金融は引き締められることになり、金融恐慌なり金融危機が発生する。

資本主義世界の分断化は、言うまでもないことであろうが、世界経済の低迷期ないし停滞期に生じる。この問題を考える上でのキー概念は、世界資本主義経済の基軸（金融基軸と製造業基軸）と世界経済の不均衡発展である。基軸というのは、その国ないし地域の景気動向が周辺諸国ないし諸地域に強力な、主導的な影響を及ぼす経済のことである。

このような世界経済の基軸は、19世紀末以降、金融基軸と製造業基軸に分裂しており、その上、20世紀に製造業基軸であった米国、西欧、日本などは、基軸の座を中国ないしアセアン諸国、さらにはインド、中南米諸国などの途上国、新興国に奪われつつある。つまり製造業基軸は世界的に拡散しつつあるのであり、しかもこの基軸の興亡盛衰が資本主義世界の各国、各地域に不均等に影響を及ぼしている。

金融基軸もニューヨーク、ロンドンと複数存在するが、その世界経済への影響は各国、各地域の実体経済の差異にあまりかわりなく、ほぼ一様に波及するため、各国、各地域の不均等な発展・成長ないし停滞は、一層増幅される。

このような状況下で自由競争が推進されるとどうなるか。一般的に言えば、自由競争は強者をますます強くし、弱者はますます弱くなる。したがって、国内経済においても世界経済においても、格差は拡大する。

まず、従来のパターンをシミュレートして見よう。基軸国の再生産循環が好調を維持している状況から始めるならば、世界経済における自由競争とは自由貿易および資本移動の自由であるが、製造業の基軸国によって貿易の自由化が強制されるにせよ、周辺国が自主的に貿易の自由化を容認するにせよ、基軸国の生産性が比較的に優位な産業は輸出が増大し、比較的に劣位な国ないし地域の産業は衰退する。国内、地域内の製造業の構成は多様で、それぞれの比較的な優劣は国内的にも国際的にもバラついており、さらに時間の経過にしたがってそれらはさまざまに変化するであろうが、いま、この変化の問題を措くとすれば、概して比較的に優位な産業が多い国が基軸国になっているといっていようから、基軸国の成長率は周辺国よりも高く、基軸国の貿易収支や資本収支は概して一定期間黒字であるといえよう。

この関係が続く間は、基軸国の産業（生産・流通・金融）上の利益は維持され、それらはいわばtrickle down効果によって国内の周辺産業や周辺国の成長に寄与するであろうから、国内的、国際的再生産循環は一定期間安定的に維持され、グローバリゼーションは円滑に進行するといっていだろう。

しかし、その過程で何らかの理由でどこかの経営資源にネックが生じ、基軸国で物価の上昇ないし景気の過熱が始まると、いずれ金融が引き締められることになり、産業の停滞、その反映としての金融危機を通して基軸国経済の低迷と周辺国へのその波及という過程が進行することが考えられよう。それまでのグローバリゼーションの進行は、やや錯綜した曲折を経ながら、大勢として不況の不均等的なグローバリゼーションとして逆流することになる。このようなことはこれまでの資本主義の歴史において一般的に生じた事態であり、現段階においても似たような事態が生じているわけである。

基軸国経済が順調である間は、自由競争、自由貿易は国内・国外の不均等発展を激化させながらも、多少なりとも地域内・地域間の富＝所得の再分配に寄与する面がある。基軸国経済の突出性が大きければ大きいほどその面が強く、基軸国が強要するグローバリゼーションはいわばウイン・ウインの関係として円滑に進行する。

基軸国経済の低迷はまず周辺国の産業的発展による貿易摩擦とそれに起因する基軸国の基軸製造業の停滞から始まる。基軸国はもともとあった周辺諸国への対外投資＝金融を増加させることになり、そのことが周辺諸国の製造業のさらなる発展に寄与することになり、貿易摩擦はさらに激化する。こうして、基軸国の経済の主軸は次第に製造業から金融業にシフトすることになると同時に、製造業の基軸国が拡散して相互の競争が激化し、自由競争、自由貿易の負の側面が連鎖的に生じることになる。不均等発展が増幅され、国内的、国際的再生産循環は停滞し、全体として不均等的に各国経済が不況化してそれぞれが防衛的、保護主義的になり、世界的な多角的相互依存関係が分断・解体されることになる。

現在の状況は正にこのような事態であるといっていよいが、振り返ってみると、現在生起しているような世界経済の分断・解体状況は、資本主義の歴史において過去に2回あった。この問題については新潟大シンポの講演の際にもごく簡単に触れたが、ここで改めて再論しよう。

一つ目は、18世紀末からのイギリス綿工業を突出した基軸産業とする放射型貿易構造のグローバリゼーションの進展とその帰結である。そのあと19世紀後半からの周辺諸国、特にドイツ、米国の鉄鋼業を主軸とする産業的発展、イギリスの産業的基軸からの退場と金融基軸国へのシフトといった事態が進行し、イギリスと周辺諸国および周辺諸国間の貿易戦争激化、その結果としての19世紀末大不況、その延長線上の第1次大戦という世界の解体に至る。

二つ目は、第1次大戦後の1920年代後半の一種のグローバリゼーションとその帰結である。戦後間もない20年代前半は、大戦末に参戦した米国が再び孤立主義に戻り、賠償

問題をめぐる英仏の対立をはじめ貿易問題についても参戦国間の利害が一致しなかったが、20年代後半に至ると、1920年代の自動車産業を主軸とする米国の突出した経済発展と米国の直接・間接の対外投資の急増を契機に周辺諸国の産業と貿易の戦後復興ないし再編が急速に進み、アメリカナイゼーションという意味でのグローバリゼーションの前史が進展した。米、英、大陸ヨーロッパ、新開国、熱帯地域等の間の多角貿易の貿易差額の循環図や資金循環図をみると、比較的順調な世界的再生産循環が再建されていたことがうかがえる。

しかし、1929年に米国のウォール街で発生した株式市場の大暴落を契機に始まった世界恐慌によってこの循環は分断され、関税戦争、通貨戦争などの貿易戦争を経て、30年代のいわゆるブロック経済というローカリズムの時代に移行していくことになった。その帰結が第二次大戦である。

第二次大戦後は、米国主導によっていくつかの国際機構の設立と国際的な貿易・金融制度の整備が行われ、この制度によって推進ないし強要されて、アメリカナイゼーションとしてのグローバリゼーションが進行した。もっとも最初の10年はいわゆる冷戦ないし代理戦争としての熱戦が激化し、世界経済は戦時経済下の側面を残していたが、その後1960年代の終わりごろまでは国際経済は比較的安定して推移していたといえる。ただその後、米国のインフレの進行と産業上の競争力の低下が続き、それによる国際収支の悪化と継続的な金流出の増加によって、ついに1971年に米国はドルと金の兌換を停止し、1973年以降、主要先進国通貨は変動相場制に移行することになる。しかし、その甲斐なく米国は、80年代初めまでに3度の景気後退に見舞われ、スタグフレーションといわれる未曾有の慢性不況が続き、しかも貿易赤字が拡大する米国は、ドル減価策としての英・独・仏・日間のプラザ合意といわれる通貨協定を強要。さらに加・伊を加えたルーブル合意が87年に締結されて、この時期の通貨戦争は一応終結した。ここで米国基軸の世界経済秩序が一応再建され、米国主導のグローバリゼーションが再開されると見えた。

しかし、その相対的安定もつかの間、その後事情が変わる。これまでの時期の貿易摩擦ないし通貨戦争は、それまでの製造業基軸国米国よりも後進的な工業諸国の生産力が米国に追いつき、追い越し始めたことによるものであったとみてよいであろうが、比較的平穏に推移した80年代の後半が過ぎて90年代に入ると、これまで世界の工業史に大きな勢力として登場していなかった新興工業国がアジアを中心に発展し始めた。その代表が中国である。

さらに、これにその間の社会主義圏経済の後退とその最終局面としての1991年のソ連崩壊と冷戦終結、1993年のマーストリヒト条約以降のEUの展開、という事情が加わる。

70年代から80年代にかけての不均等発展による貿易摩擦が諸国間の大きな対立にまで発展しなかったのは、冷戦下であるということからくる米国主導の容認ということが

一つの大きな要因であったと思われるが、社会主義圏の崩壊により、米国主導の新自由主義のグローバリゼーション、諸規制緩和の推進・強要に歯止めがなくなり、米国の対外投資による新興国の発展の促進がみられることになった。

新興工業諸国の発展の問題を見てみよう。米国は、長年のスタグフレーション下での生産性の増進の停滞、製造業の力の衰退とそれによる輸出力の衰退を対外投資とそれによる多国籍企業化によって補う方向に転換し、国内製造業の空洞化と国内主要産業の金融業への傾斜傾向が増大した。米国からの直接、間接投資によって原始的な貨幣資本の蓄積をスキップできた新興諸国は低賃金と比較的質の良い労働力を武器に急速な工業化を達成し、強力な工業製品輸出国として世界市場に登場することになる。

こうして世界経済の構造は、従来の基軸国米国の経済力の相対的衰退に伴って米国を中心とする経済圏と EU を中心とするヨーロッパ経済圏と中国を基軸とした統合的な経済圏としてのアジア経済圏とに 3 極化する気配を見せつつあった。といってもこの経済圏は、90 年代から 21 世紀の初めのころまでは、かつてのブロック経済圏のような閉鎖的・分断的なものでなく、お互いに不断に関税協議とか為替論議などの貿易戦争・通貨戦争行いながらも、各経済圏相互はなお分業的、相互補完的な関係を維持し、世界経済は、しいて言えば全体として中国への依存を強めつつ、徐々に基軸国の移行を進行させつつあるという過渡的な再生産循環関係を展開していたといえよう。そしてその過程で、2008 年に米国で過剰流動性の住宅投資への錯誤金融に端を発するリーマンショックといわれる金融恐慌が勃発することになる。

2008 年以降の慢性的不況下の世界経済は、基本的には、それ以前から始まっていた米国の新興国からの輸入増加と製造業の不振、海外への低賃金国への移転がさらに加速され、その結果、GNP は IT と金融によって支えられる産業構造に変化していた。世界経済は、かつての基軸国米国と、米国からの輸出強化、米国への輸出減少を主要な要因として供給力が過剰化して景気が低迷する周辺国という構図の下で推移した。

このような事態に対する各国・各地域経済の対処として、モノ、カネ、人、つまり商品、貨幣、資本、労働力の国際的自由移動の制限、規制＝保護、経済の国家管理が強化されることになるのは必然であろう。また、このことによって世界資本主義の構造＝秩序は、曲がりなりにも再生産循環が順調な、その意味で組織的、一体的な世界経済から分断的なそれへと転換することになろう。不況への対外からの影響を遮断するいわゆる保護政策がとられ、国境の機能が見直されて、世界資本主義の分断が進行するというローカリゼーションの時代の時代が始まることになるわけである。

以上を整理しよう。

これまでのグローバリゼーションは、いずれも世界経済の不均等発展を激化させながら、その過程で、それぞれの時期の基軸国の経済に裨益するという役割を果たしてきたといえる。しかし、不均等発展の過程で周辺国の経済力が増大し、次第に基軸国のメリ

ットが減少するにつれて、基軸国の製造業の競争力が低下し、基軸国と周辺国との貿易戦争、通貨戦争が深刻になってくる。現代についていえば不況対策として緩和された金融による過剰流動性の投資先としては供給ネックのある証券と不動産が選ばれることになり、比較的簡単にブームないしバブルが発生し、比較的簡単にピークに達して金融恐慌ないし金融危機を迎えることになる。

基軸国の不況は輸入の減少、輸出ドライブの強化などを通して、周辺国の不況圧力を強めることになり、全面的な不況が暫く継続することになる。こうして、全面的な保護主義への転換が始まる。国境管理のメリットとしてとりあえず思いつくことを簡単に摘記するならば、貿易収支改善のための輸出入規制、関税徴収、財政収支改善のためのインフレーション（＝いわゆるリフレーション）の実現などが考えられる。インフレ目標についていえば、商品が国境を自由に移動できる限り、国際的な物価水準より高い物価水準を実現するのは困難ないし不可能であることが銘記されるべきであろう。

基軸国の経済力の回復が進んでいない間は、あるいはその衰弱が継続している間は、周辺国の不況も継続し、開放経済への復帰は望むべくもない。グローバリゼーションの保護主義への転換と世界経済の分断ないし解体の深化が必然的になると考えられる所以である。

上に述べたことには、勉強不足のため多くの事実誤認があると思われる。諸兄からの批判的コメントや参考になる情報を頂いて、上述の循環的交替仮説の検証をできるだけ進めたい。これらの意味で、この論考は未完である。

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

(第2期第18号 - 通巻第30号 - 2)

発行：2017年2月13日

投稿論文2

柴垣和夫

(東京大学名誉教授 sibagakik@gmail.com)

グローバル資本主義とクリーピング・ソーシャリズム

—21世紀の資本主義と社会主義を展望する—

『宇野理論を現代にどう活かすか Working Paper Series』

2-18-2

http://www.unotheory.org/news_II_18

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

事務局：東京都練馬区豊玉上 1-26-1 武蔵大学 横川信治

電話：03-5984-3764 Fax：03-3991-1198

E-mail: contact@unotheory.org

ホームページ <http://www.unotheory.org>

グローバル資本主義とクリーピング・ソーシャリズム

——21 世紀の資本主義と社会主義を展望する——¹

東京大学名誉教授 柴垣和夫

0. はじめに

I. 20 世紀の総括

1. 20 世紀はどういう時代であったか
2. ソ連型社会主義の特質とその難点
3. 社会主義の目標と課題についての新視角
4. 現代資本主義の特質
5. 福祉国家における労働力商品化の部分的止揚

II. 21世紀資本主義の展開と展望

1. 新自由主義と資本主義のグローバル化
2. 金融グローバリゼーションと産業グローバリゼーション
3. 資本主義の歴史的限界と社会主義の可能性

0. はじめに

ご参会の皆さん、ただいまご紹介いただきました柴垣です。

先ずは、このたび創立 70 周年をお迎えになった公益財団法人・政治経済研究所の皆さんに、心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。また本日この良き日に、記念講演のご依頼いただきましたことを光栄に思いますと共に、あわせてご参会いただきました皆さまに、お礼を申し上げる次第です。

実は私、3 年ほど前に大学勤務から完全にリタイヤーし、演壇に立つのも久しぶりのことです。在職中は、講義に際してレジュメは作りましたが、草稿はまったくなしに、頭の中にあることを口から出るままにしゃべっていたのですが、最近少しボケてきたのか、たっ

¹¹ 本稿は、(公財) 政治経済研究所の創立 70 周年に当たり、依頼されて行った記念講演 (2016 年 11 月 23 日アルカディア市ヶ谷) の準備原稿である。なお、末尾の [質疑応答] 部分は、同研究所『政経研究時報』No.19-3(2016 年 12 月)より、許可を得て転載した。

た今考えていたことを、すぐ忘れるようになりました。そこで今日は粗相の無いよう完全原稿を用意して参りましたので、それを読み上げる形で話を進めさせていただきます。また、近年はプレゼンテーションで使うのが普通になったパワーポイントも、使いこなせませんので、やや詳しいレジュメの印刷物を作りまして、お手元にお配りした次第です。ではさっそく内容に入りたいと思います。

I.20 世紀の総括

1. 20 世紀はどういう時代であったか

全体は 2 部に分かれておりますが、第 I 部は「20 世紀の総括」であります。講演の副題に「21 世紀の資本主義と社会主義を展望する」と掲げましたが、21 世紀を展望するためには 20 世紀の総括から出発しなければなりません。何故なら、歴史というものは、過去の積み重ねの上に現在が有り、そこから未来が展開するものだからであります。そこで 20 世紀の歴史を振り返りますと、まず注目されるのは、その前半で起こった二度の世界大戦とその間に生じた世界大恐慌です。これは次の三点で世界の政治・経済・社会を大きく変貌させる契機となりました。第 1 は社会主義の現実化と拡大、第 2 は資本主義の修正資本主義への変容、第 3 は植民地体制の崩壊と新興諸国の登場、の三つであります。

1-1 社会主義の登場・拡大とその挫折 まず第 1 の、社会主義の登場と拡大であります。第 1 次大戦の末期にロシア革命が勃発してソヴィエト社会主義共和国連邦という社会主義を目指す国が、地球上に初めて登場しました。第 2 次大戦後にはソ連の軍事力を背景に東欧諸国にその範囲が拡大するとともに、アジアでは中国の、当時の言葉で言えば人民民主主義革命が成功して、社会主義圏はひとつの「世界体制」に拡大しました。もっとも、この「ソ連型社会主義」と言われる社会主義は、すぐ後で申しますように国権的社会主義とも言われる極めて歪んだものでして、世紀末の 1990 年代には、ソ連・東欧の場合は自壊自滅し、中国も市場経済を導入して体制転換を図るなど、挫折してしまうのですが、少なくとも世紀の半ば過ぎ頃までは、米国を中心とした資本主義世界への強力な対抗勢力を形成しておりました。

1-2 資本主義世界の変容.その成功と破綻 変容の第 2 は、二度の世界大戦と大恐慌を経験したあとの資本主義世界の変質と繁栄であります。その内容は、すぐ後で立ち入って述べますが、①両大戦の総力戦としての新しい性格、すなわち直接戦争に従事する労働者や銃後を守る女性を動員する必要からの、参政権の付与による大衆民主主義の形成、②労

働三権や社会保障の権利などのいわゆる社会権的基本権の確立、③大恐慌後の金本位制の放棄と管理通貨制の採用による、完全雇用を目的としたケインズの所得再分配と景気調整政策の整備などから成り立ち、第1次大戦前の古典的資本主義とは質的に区別される福祉国家の形成を意味するものでした。そして、19世紀の英国に替わって中心国となった米国を軸に、日本を含む先進資本主義諸国は1950年代から60年代にかけて未曾有の成長を実現したのです。もっとも、ここでも1970年代に入りますと、米国に対する西ドイツや日本のキャッチアップ、産油国の台頭など、経済の不均衡発展が米国の地盤沈下を招き、1971年のドル危機や73年の石油危機を経ていわゆるスタグフレーションという深刻な経済危機を引き起こしました。それは一部の国、米国や英国では、アブセンティズムを伴って社会秩序そのものの崩壊につながりかねない状況を生み出しました。そこに登場したのが、1979年の英国サッチャー政権、80年の米国レーガン政権であり、両政権は、新自由主義イデオロギーと市場原理主義を振りかざして、労組つぶしと規制緩和、福祉削減・富裕者減税による「小さな政府」などの施策を実施するとともに、米国に残された比較優位産業である金融・証券分野での国際的自由化を推進し、1990年代以降今日に至るグローバル資本主義の幕を開いたのです。

1-3 植民地体制の崩壊と新興諸国の登場 変容の第3の植民地体制の崩壊は、アジア・アフリカ・ラテンアメリカに多くの独立国家を生み出し、これら諸国は、1950年代に激化した東西冷戦の狭間で第3勢力として国際政治にその存在感を示しました。しかし60年代には西側世界との経済的格差が拡大して、いわゆる南北問題の困難を生み出しました。70年代以降、一方ではOPECを結成した産油諸国の台頭、他方では輸出主導で成長を図ったNIEsすなわち韓国・台湾・香港・シンガポールなどがテークオフし、その後をASEAN、西アジアが追うという構図が生まれました。そして、先に述べたソ連型社会主義の崩壊による旧ソ連圏の資本主義への転換、中国の改革・開放による市場経済の導入もあいまって、20世紀末以降、BRICsなる新興経済諸国の興隆をもたらし、資本主義のグローバル化の一翼を担うまでになったのであります。

もっとも、この地域にかかわることとしては、冷戦終結以来、混乱が続いている中近東・西アジアのイスラム圏の問題があります。この点については、パレスチナ問題に象徴される元々は英国の植民地政策に発する問題、米国の原油確保政策にかかわる中東政策、部族制を脱していないアラブ圏の社会構造、それにイスラム教内部の宗派間抗争などが複雑にからんでおり、問題の全面的把握は、正直に申しまして私の手に負えるものではありません。

ん。ここに 21 世紀の世界にかかわる重要な論点が潜んでいることは確かですが、ここでは脇に置かせて頂きます。

そこで次に、今見て参りました 20 世紀を特徴づける三つの内の二つ、ソ連型社会主義と福祉国家型の資本主義について、少し理論的な検討を加えてみたいと思います。

2. ソ連型社会主義の特質とその難点

2-1 科学的社会主義 まず社会主義についてですが、近代社会における社会主義を広義に理解すれば、それはエンゲルスが『空想から科学への社会主義の発展』で紹介しているサン・シモンやフーリエ、ロバート・オーエンなどの思想と実践にまで遡ることができます。しかしいわゆる科学的社会主義、つまり社会主義が科学的根拠を持つ主張として登場したのは、これもエンゲルスが同じ書物で書きましたように、マルクスによる「二つの偉大な発見、すなわち唯物史観と剰余価値による資本主義的生産の秘密の暴露」によってでありました。前者の「唯物史観」は、マルクス『経済学批判』の序言のなかで定式化された、社会構成体の歴史的変遷・変革の必然性を、生産力と生産諸関係の矛盾から説く歴史観のことであり、後者の「剰余価値による資本主義的生産の秘密の暴露」というのは、マルクスの手で完成された『資本論』（第 1 巻）のことだといってよいと思われます。問題は、その後のマルクス主義による社会主義論と社会主義運動のなかで、この「二つの発見」がどのように生かされていったのか、であります。私の印象では、それはもっぱら前者の唯物史観の観点からの立論と具体化が大勢を占め、後者つまり『資本論』の観点からの立論が十分に展開されなかったように思われます。

2-2 所有論視角からの社会主義論 具体的に言いますと、今申しましたように、唯物史観は社会構成体の発展を生産力と生産関係の矛盾から説く歴史観ですが、エンゲルスの前掲書で「社会的生産と資本主義的領有とのあいだの矛盾」と表現されていた資本主義の基本的矛盾は、その後ソ連やコミンテルンによって、生産力を示す「生産の社会的性格」と生産関係を示す「領有つまり所有の私的性格」との間の矛盾として把握され、社会主義は、社会化している生産力に照応するように、生産手段の「所有の社会化」を実現するものとして定式化されました。これを私は所有論視角からの社会主義論と名付けておりますが、ロシア革命後のソ連、第 2 次大戦後の東欧諸国や中国の社会主義建設は、総じて生産手段の所有の社会化、一国社会主義の下では国有化をめざして進められたのであります。私がソ連の経済学者と交流を始めた 1970 年代には、農業における協同組合の国営農場へ

の転換の進展によって、「社会主義から共産主義への移行」が囃されるまでに至っております。

しかし、ソ連型社会主義の発展はそこまででした。米国との軍拡競争の過大な負担もあって 80 年代以降経済は停滞し、ゴルバチョフによる改革も空しく、1991 年の自滅的崩壊に至ったのはさきほど指摘したとおりであります。いったい、どこに問題があったのでしょうか。

2-3 ソ連型社会主義の難点(1) 生産手段の私的所有を廃絶して社会化すれば、当然資本主義は廃絶されます。その結果を理想型的に想定しますと、商品・貨幣経済も廃絶されますから、市場メカニズムとそれを機能させている価値法則も廃絶されます。価値法則は、商品の需給関係の調節を通じて、どんな社会も充足しなければならない経済原則である社会的な労働配分を実現するための、資本主義経済に特有な経済法則であります。それが廃絶されるということは、価値法則に委ねられていた経済原則の実現を、人間が主体的に行わなければならないことを意味するわけです。言い換えれば、経済法則に人間が支配されるのではなくて、人間が主体的に経済を取り仕切ることを意味する、とってよいでしょう。これが、所有論視角から導き出される社会主義の理念象だといってよく、そして、その限りでは間違いとは言えません。

しかし、ソ連におけるその具体化には、二つの面で大きな困難、というより難点が存在していたと思われます。その一つは、経済原則実現の方法そのものについてでして、それが中央政府による一元的・中央集権的な計画経済として行われたことでもあります。計画経済を具体的に担った政府のゴスプラン（中央計画委員会）は、すべての生産品目の品質と総産出量を設定して、その生産を企業別に割り当て、それに伴う原燃料、材料・部品・半製品、設備・機械、労働力など、すべての生産要素についての計画指標を作成しなければならなりませんでした。その数は最も中央集権化が進んだ 1950 年代に、約 4 万の企業に対して 2000 万件に及んだといえます。その正確な作業自体が当時の計算手段では無理だったと思われますが、その点以上に、全面的計画経済そのものに随伴する困難が存在しました。すなわち、計画的生産が、原燃料や鉄鋼・機械装置やパンなどの基礎的・規格的財貨の場合には効果を発揮できても、生活水準の向上によって個人の趣味・嗜好が多様化し、また流行によって需要が変化する時代が到来しますと、そうした需要に供給を計画的に適応させることは、およそ不可能だったということです。実際 1960 年代後半以降ソ連並びに東欧諸国の一部では、分権化と市場経済の部分的導入による集権的計画経済の修正

が進められたのですが、それが成果をみぬままに周知の自滅に至ったのでした。

2-4 ソ連型社会主義の難点(2) もう一つの難点は、経済を人間が主体的に営むという場合の「人間」の問題であります。マルクスやエンゲルスが想定したそれは、社会の主人公となった労働者階級、すでに資本家が存在しないと考えると人民全体ということでした。しかし、国家が存在し前衛党による一党独裁下の現実では、経済を担ったのはいわゆるノーメンクラトゥーラといわれる特権階層でした。集権的計画経済において、計画の主体はゴスプランの高級官僚群であり、実際に経済を担う現場の企業長はその指示に従い、労働者は企業長の指示に従う、何れも与えられたノルマを実行する受け身の存在でしかなかったのです。そして、一党独裁のもとで再生産されるノーメンクラトゥーラによる支配は、たんに経済生活の面のみならず政治や文化を含む社会生活の全領域に及んでおりました。

ソ連の場合、ロシア革命の過程で権力組織となったソヴィエトは、当初は複数政党の、またロシア社会民主労働党のメンシェヴィキとボルシェヴィキの競い合う場でしたが、内戦の過程で、ボルシェヴィキが1918年に改名したロシア共産党の一党独裁の場となり、その後党内の権力闘争で勝利したスターリンの個人独裁の場となりました。時に個人独裁さえ含むノーメンクラトゥーラの支配は、その人材供給源である党の力が及ぶ社会領域のすべてに及びましたが、もともとツァー帝政の支配の下で自由主義・民主主義の経験に乏しかった人民には、この圧政に抵抗するだけの知恵と力を持ちえなかったのだと思われます。

何がソ連型社会主義に、このような難点をもたらしたのか。私はその理論上の原因として、唯物史観の命題から直截に社会主義を問題にしたこと、端的に言えば「所有の社会化」が即社会主義化だと考え実践したこと、課題設定の飛躍があったのではないかと考えております。すなわち、エンゲルスがマルクスの発見として指摘した後者、「剰余価値の発見」つまり『資本論』で示された資本主義経済の原理から導かれる社会主義論の欠如があったのではないか、と思われるのであります。そこで次に、この『資本論』から、どのように社会主義の目標とその実現のための課題設定が導き出されるかをみてみたいと思います。

3. 社会主義の目標と課題についての新視角

3-1 労働力商品化の無理 マルクスが唯物史観を「導きの糸」として書き上げた『資本論』は、資本主義の生成・発展に関する歴史過程についての論述を含んでいるとはいえ、全体としては物理学者の実験室になぞらえられる「純粋な資本主義社会」を「抽象」の力

によって設定し、そこで作用する経済法則を明らかにした理論の書であります。私の先生の一人であった宇野弘蔵先生は、『資本論』の読み込みを通じて、唯物史観から導かれた先の命題とは異なった形での資本主義の基本的矛盾を、労働力商品化の「無理」に基づく資本の自己矛盾として導き出されました。その要点を述べますと、資本は労働力を商品として購入し使用することによって、労働力が生み出す剰余労働の果実を剰余価値、具体的には利潤として取得することによって、一社会を構成し支配できるようになります。しかし、労働力、厳密には労働能力といった方がわかりやすいと思いますが、労働力はモノではなくて人間に備わった能力の一つですから、資本が他の商品と同じように直接生産することはできません。この、資本が自らの存立の条件である労働力商品を直接には生産できないという点で、労働力の商品化には「無理」があります。そして、この「無理」が資本の自己増殖過程における景気循環を必然化し、その一定の局面において資本蓄積が労働力に対する資本の絶対的過剰を生み出すという資本の自己矛盾を顕在化させ、恐慌という形でそれを爆発させます。宇野先生は、このメカニズムを経済学の原理論の体系化を通じて明らかにし、恐慌が資本主義の基本的矛盾の爆発であると同時に、その一時的解決の形態であることを示されました。

このような宇野経済学の『資本論』理解が正しいとしますと、社会主義は資本主義の基本的矛盾の基礎にある「労働力の商品化」を止揚することによって実現されるもの、と理解されなければならないことになります。このことは、抽象的には労働者を人間として解放し、資本に代わって生産の真の主体ならしめることであります。そしてこの点までは、すでにソ連崩壊以前までの宇野経済学が明らかにしており、私の指導教官であった大内力先生ほか何人かの人々は、この視点からソ連や中国の社会主義としての難点を指摘しておりました。しかし、「労働力商品化の止揚」の具体的内容がどのようなことなのかについては、必ずしも明示されず、抽象的な説明にとどまっていたと思われます。私はかつて、ソ連崩壊直後の1991年の経済理論学会の共通論題報告で、その点を宇野経済学の社会主義論で「未解決の問題」と指摘し、具体的な検討を試みたのですが、ここでその内容を要約しますと、ほぼ以下のように整理することができます。

3-2 労働力商品化の止揚としての社会主義 資本主義のもとで労働力が商品化していることによって次のような三つの特徴が生まれます。第1に、労働力は商品ですから、その価格である賃金は、労働市場において他律的に決定されることになります。第2に、労働力商品も他の商品同様に、その販売可能性は保障されておらず、従って失業ひいては生

存の危機に陥る可能性があります。そして第3に、これは労働力が資本家に購入された後の、労働力商品の消費過程つまり労働過程の特徴ですが、それは労働力の買い手である資本家の意志と指揮のもとに行われ、労働における労働者の主体性が排除されます。いわゆる疎外された労働になるわけです。

従いまして、労働力の商品化を止揚すると言うことは、この3点を克服することに他なりません。具体的に言いますと、第1に、労働者自身によって自らの賃金を決定すること、つまり賃金の自己決定が行われること、第2に、労働者の就業と生存が保障されること、第3に、労働者による労働過程の主体的な自主管理を実現すること、がその内容となります。

このような観点、とくに③の観点からの社会主義の追求は、早い時期にソ連と対立して独自の自主管理社会主義路線を採用したユーゴスラヴィアにその例をみることができますが、残念ながらその試みは失敗してしまいました。その失敗の原因を明らかにすることは、この新しい社会主義を構想するに当たって大変大切なのですが、その点に今ここで立ち入る余裕はありません。

ここでは、今申しました三つの基準でソ連型社会主義を評価するとどうだったか、と言うことを見ておきますと、第1の賃金の自己決定と第3の労働過程の自主管理は、建前とはかく実質的にはほとんど実現していなかったと言わざるを得ません。せいぜい第2の雇用と生存の保障のみが、社会的労働配分のかなりの不均衡を伴いながら存在したにすぎなかったように思われます。そしてこの雇用の保障が第1と第3の要件の欠如と結びついたとき、それはむしろ労働者の労働へのインセンティブをスポイルするものとして機能したように思われます。

生産手段の所有が社会化し、私的資本が存在せず、利潤原理が作用しなかった旧ソ連型社会を資本主義ということはできませんが、それは、ジョークとして言えば、労働者が怠ける自由を持つことに労働者主権をみるといった、極めて歪んだ社会主義社会であり、これに、先ほど申しました一党独裁下の政治的自由を含む基本的人権の欠如を加えますと、ソ連はきわめて人民抑圧的な国権的社会主義であったと評価せざるをえないでしょう。

ところで、商品化された労働力の特性の、否定ないし克服の目標として想定される三つの要件の内容が、具体的にどのような姿で現実化されるのかについては、今後の精力的な検討が必要ですが、この講演では、のちに現代資本主義諸国でのクリーピング・ソシャリズムを論ずるところで、その萌芽について若干の考察をおこなう予定であります。

3-3 所有論視角優位の背景 ソ連型社会主義の構築に於いて、何故に唯物史観から導かれる所有論的視角からの社会主義、つまり「所有の社会化」追求の道が採られ、「労働力商品化の止揚」の追求がさほど意識されなかったのは何故なのか。その点について私は、ロシア革命を指導したロシアの社会民主党、あるいはレーニンが依拠したマルクス・エンゲルスの革命論と、その背景をなす 19 世紀ヨーロッパ資本主義の現実が大きく影響していたのではないかと考えております。

その点について多少立ち入っておきますと、まずその背景を一口で言えば、19 世紀の資本主義の自由主義段階においては、欧州大陸では封建社会と絶対王政から引き継がれた旧社会の遺制がなお強く、資本主義の先進国イギリスを含めてましも、社会全体としては、資本家階級と労働者階級の対立というより、王侯貴族・大土地所有者を含む有産階級と無産階級の対立が支配的だった、ということであります。イギリス産業資本を代表した綿工業労働者の主力は未組織の女性と児童であり、のちに労働組合や社会主義政党の中心的担い手となった男子労働者が支配的になるのは、帝国主義段階における重工業の登場を待たなければならなりません。農民や手工業者、職人的労働者などの旧中間層は、『共産党宣言』でも指摘されているような両極分解の形で、その圧倒的部分が無産階級へと没落しつつありました。また、マルクスが『資本論』初版への序文で指摘したように、先進国イギリスの現実はドイツなどの「産業的に遅れた国の未来を示す」として、いずれは世界中に資本主義としての純粹化が進むと考えられておりました。

このような状況のもとでは、社会主義は一途に増大する無産階級が支配階級である有産階級の資産を収奪すること、つまりそれまでの「収奪者が収奪される」ことで、容易に達成されると考えられたのだと思われます。社会主義革命が先進国から始まる世界革命として展開すると予想されたのも、同じ事情からだと思われますし、それが一般的に「暴力革命」として想定されたのも、政治権力が旧社会から生き延びた特権階級の手握られ、無産階級が政治的に無権利状態であったことから、当然のことでした。

しかし実際には、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて、資本主義が自由主義段階から帝国主義段階へと移行してまいりますと、資本主義の国内構造と国際関係は大きく変質し、有産階級対無産階級といった単純な対立図式から世界革命を導くことは困難になっていたのです。その点を踏まえて言いますと、ロシア革命はある意味で「敵ミス」もあって成功した早熟的な社会主義革命だったといってもよいかもしれません。しかしこの点は、今日の主題ではありませんので、これ以上は立ち入りません。

そこで次に、20 世紀のもう一つの出来事である、資本主義の変貌について、話を進めたいと思います。

4. 現代資本主義の特質

4-1 社会主義の脅威・大恐慌による危機 冒頭で述べましたように、20 世紀の大きな出来事の第 2 は、資本主義の変貌であります。ロシア革命後の資本主義を、社会主義の影響を受ける「社会主義と対立する資本主義」と規定し、この時代を世界史的な資本主義から社会主義への移行期と規定したのは宇野弘蔵先生ですが、大方のマルクス経済学者もほぼ同様の時代認識を持っていたと思われます。もっとも、この規定と時代認識は、ソ連が崩壊した後修正しなければならないと考える研究者も多いようですが、私は依然としてこれを維持しております。この講演のタイトルもその点に由来しているのですが、その理由はこれからのお話しの中でだんだん明らかにするつもりです。

ロシア革命による社会主義の現実化と、1929 年秋のニューヨーク・ウォール街の株価大暴落に始まる世界大恐慌によって受けた、資本主義世界のショックと打撃は、極めて大きなものでありました。それは資本主義世界にとって、革命の成功そのものが、それまでは理論と想像の世界でしかなかった社会主義を現実化したものとして脅威でした。また 1920 年代に「永遠の繁栄」を誇った米国が、30 年代には 4 人に 1 人の失業者を生み出す「深く・広く・長い」大恐慌に見舞われるなかで、ソ連が 2 度にわたる経済の 5 カ年計画を成功させたことも脅威を増幅させました。スターリン独裁下の悲惨な政治的現実や情報統制のもとで隠蔽される一方、世界各国で共産党が結成され、恐慌下に労働運動や社会主義運動の高揚が見られました。

4-2 現代資本主義への移行 事ここに至って、資本主義はみずからの原理を部分的に自己修正し、脱資本主義的ないし社会主義的要素を部分的に内部化しなければなりません。その経済面における修正が、すぐ後で述べます金本位制の終局的停止による管理通貨制への移行と、いわゆるケインズ政策の採用です。これは米国に先んじて採用した日本を含む資本主義諸国に普及しました。さらに二度にわたる総力戦としての世界大戦は、労働者階級と家庭婦人を動員する必要から、労働運動や婦人運動がそれを求めて長年闘ってきた、普通選挙権や労働基本権などの付与による「同権化」と福祉の充実を促進することになりました。

私は、両大戦間期を過渡期として、それ以前の資本主義を古典的資本主義、その後つま

り第2次大戦後の資本主義を現代資本主義と呼んで区別しております。現代資本主義という言葉でカバーする範囲は、通常修正資本主義と呼ばれ、マルクス経済学者の間では国家独占資本主義、近代経済学者の中では公私混合経済と呼ばれていたものの内容とほぼ重なります。そしてその内容を私は、第1に経済システムとしての管理通貨制とそれを基礎としたケインズ政策、第2に政治システムとしての男女平等普通選挙制を基礎とした大衆民主主義、第3に社会システムとしての労働基本権と生存権を基礎とした福祉国家、の3点で理解しております。

4-3 管理通貨制とケインズ主義 第1の管理通貨制を基礎としたケインズ政策の出発点は大恐慌対策でした。日本の高橋(是清)財政が先行し、米国のニューディール、ナチスドイツの労働振興政策などが挙げられます。その要点は、恐慌で生じた過剰資本、それは現実には過剰設備と遊休資金として現れますが、この過剰資本と失業者として存在している過剰労働力を、赤字公債で調達した利潤を要求しない財政資金で結合し、両者の解消を通じて恐慌からの脱出を図ろう、というものです。赤字財政による財政政策です。これは第2次大戦後には、財政政策に中央銀行による金利操作を加えたポリシーミックスによって、恐慌を事前に回避するための景気調整政策に進化し、1950～60年代の戦後資本主義の繁栄を支えることになります。

ところで、赤字財政をある程度継続するためには、その前提として国際収支という対外関係からの制約を回避するために、金本位制、すなわち中央銀行券の金兌換を停止して管理通貨制に移行することが必要です。大恐慌の後資本主義諸国は次々と金本位制を停止して為替レートの引き下げ競争を展開し、それは第2次大戦の一因となりました。第2次大戦後は、その反省から1944年のブレトンウッズ協定によって、各国通貨当局に限って金兌換を保障した米ドルを基軸とする国際的な管理通貨制となりましたが、1971年8月のニクソン声明による金・ドル交換停止、73年春の主要通貨の変動相場制移行へと展開し、現在に至っております。管理通貨制による金の「廃貨」は、一定の条件の下で貨幣数量説的效果による人為的物価操作、ひいてはそれによる実質賃金操作を可能とするもので、古典的資本主義から現代資本主義を区別する基本的指標であります。宇野先生の表現によれば「資本主義から骨髓を抜き取る」類のものですが、その意味で、これは社会主義ではありませんが脱資本主義ではあり、将来社会主義が必要とする経済操作の一手段たりうるものだと考えられます。

4-4 男女平等普通選挙権と大衆民主主義 次は第2の大衆民主主義についてです。日

本では、民主主義は資本主義に照応する政治制度だという思い込みが強いのですが、先にも示唆しましたように、資本主義とともに成立するのは制限選挙制による議会制度、いわゆる名望家政治でした。資本主義が確立した19世紀イギリスで、男子普通選挙制を要求したチャーチスト運動は敗北しているのです。普通選挙制や婦人参政権は、帝国主義段階に本格化した社会主義運動が労働運動・婦人運動と共に新中間市民層を巻き込んで要求し、権力側も世界大戦に労働者や女性を動員する必要から容認し、導入・普及が進んだものでして、第2次大戦後によりやうく、日本を含むほとんどの資本主義国で定着したものでした。その意味で、男女平等普通選挙権に基づく大衆民主主義は、私は資本主義よりも社会主義に近親性のある政治制度だと評価できると考えております。

4-5 労働基本権・生存権と福祉国家 第3の福祉国家は、第一次大戦後のドイツ革命の流産後に制定されたドイツ・ワイマール憲法を嚆矢として、第2次大戦後にはほとんどの資本主義国が目標とした国家像であります。その骨子は労働基本権と生存権の保障にあります。労働基本権は、ご承知のように団結権・団体交渉権・争議権ないし団体行動権の三権からなる労働者の集団としての権利です。生存権を保障する社会保障制度は社会保険と公的扶助からなり、この両者は、制度的には帝政ドイツの社会保険を中心とした社会政策と英国の救貧政策を引き継いだものですが、社会政策や救貧政策が、皇帝や王様の権力による恩恵として上から与えられた性格のものであったのに対して、社会保障は国民の権利として認められたものであり、その性格が質的に異なることに留意しておく必要があります。

4-6 クリーピング・ソーシャリズム このように理解しますと、労働基本権や生存権などのいわゆる社会権的基本権は、社会主義的理念が資本主義社会の中に部分的に内部化したものとして評価することができます。言い換えれば、資本主義社会の中に芽生えてきた社会主義の萌芽だと考えることができます。私はこれを、クリーピング・ソーシャリズムと呼んでおります。

この福祉国家の理念は、1970年代のスタグフレーションの結果生じた新自由主義の台頭によって、後退し弱化しているものの、現在なお基本的骨格は維持されているといつてよいでしょう。そして実は、この労働基本権と生存権の公認が、先ほど申しました、資本主義の基本的矛盾の基礎である「労働力の商品化」と鋭く対立する性格をもち、その希薄化を通じて、資本主義への社会主義の部分的内部化を端的に表現しているのでして、そこで次にその点を具体的にみてみたいと思います。

5. 福祉国家における労働力商品化の部分的止揚

5-1 団体交渉による賃金決定 労働者の団結権・団体交渉権・争議権からなる労働基本権の公認によって、労働者は労働組合に組織され、賃金が資本家（経営者）と労働組合との間の団体交渉を通じて決定される仕組みが形成されました。その具体的在り方は国によって異なりますが、これは労働者自身による賃金の自己決定ではないものの、賃金決定における労働者の参加を意味するものではありません。労働力商品の価格である賃金は、この仕組みによって、市場で他律的に決定されるものから、労働者の団結という経済外的・主体的な力による一定の影響を受けて決定されるものに変化しました。これは、労働力商品の商品性の希薄化のひとつの表現だといってよいと思います。もちろん、賃金決定に当たって労働組合がどの程度の影響を持ちうるかは、その組織率はもちろん、経済情勢とくに労働市場の状況と、労使の力関係によって大きく制約されます。大企業と中小・零細企業とで異なった事態も生じるでしょう。しかし、先に述べた管理通貨制度のもとでのケインズ政策は、政府による意識的なインフレ政策を可能にしました。これは資本に対して賃上げをインフレで取り戻すという武器を与えることともなり、労働組合の賃金上げ要求に対する資本の抵抗を、ある程度緩和する面も有ります。労働基本権の公認は、資本の労働者階級に対する譲歩であり、金本位制から管理通貨制への移行は、それ自体一定の脱資本主義を意味するものですが、労働者階級の賃金決定への参加による所得水準の上昇は、技術革新その他の諸要因とあいまって、皮肉にも1960年代頃までの現代資本主義の「繁栄」を支えたのであります。もっとも、この仕組みは1970年代以降「賃金と物価の悪循環」によるスタグフレーションを招くという限界があらわになるのですが、その点は後で述べたいと思います。

5-2 解雇条件の協約化と社会保障 先に述べましたように、労働力の商品化の止揚に接近する第2の条件は「雇用の保障」であります。この点では、これもまた労働基本権の公認によって実現された資本家（経営者）による労働者の解雇条件の労働協約化が指摘できます。それによって資本家の解雇権が無くなったわけではありませんが、その恣意的な乱用が困難になったことは確かです。労働協約によって、解雇にも一定の手続きと手順が定められることは、その内容はこれも国によって異なりますが、労働者にとっては、たえざる失業の恐怖からの一定の解放を意味します。

しかし、より重要なのは、社会保険と公的扶助による社会保障制度の確立であります。失業給付・医療給付・老齢年金を保障する社会保険と、その適用を受けられない場合の生活・医療扶助の制度化は、国民一人ひとりの生存権とそれを保障すべき国家責任を認めたことにほかなりません。これによって労働者は、失業して労働力を商品化できない場合でも、最低限度の生活を営むことを権利として保障されたのであります。その意味で、これも労働力商品の商品性の希薄化の一面を示すもの、と言ってよいでしょう。生存権の公認は、社会主義的理念をブルジョア的権利形式に包摂したもので、本来資本主義の論理からは出てきようがないものです。この福祉国家のシステムもまた、管理通貨制度が可能にしたケインズの完全雇用政策とあいまって、一時期までの現代資本主義の「繁栄」を支えたのであります。

5-3欧米福祉国家の限界 もっとも、このメカニズムはやがて、1970年代以降の欧米諸国で、その限界が福祉国家の腐朽という形で表面化してまいります。その1つは、失業の恐怖の緩和に伴う労働組合の団体交渉力の強化が、労働市場の条件を越えた高い賃上げを実現し、資本家がそれによるコスト増を価格の引き上げで取り戻すという、いわゆる賃上げと物価上昇の悪循環をもたらしたことです。物価上昇率は、当初2～3%のマイルドなものでしたが、石油危機によるその増幅もあって二桁のハイパーインフレーションに悪性化し、ひいてはスタグフレーション（インフレ下の経済停滞）を生みだしました。その2は、これも失業の恐怖の緩和が「労働力商品の消費過程」つまり労働過程における労働モラルの弛緩をもたらし、いわゆるアブセンティズム、無断欠勤や山猫ストなどを頻発させたことです。いわゆる英国病、米国病です。

そこから80年代には、新自由主義の「福祉国家亡国論」による労働者バッシングが始まったのですが、それは現代資本主義＝福祉国家の枠内における「労働力商品化の止揚」の限界を示すものだったと言えます。

以上で見てまいりましたように、第1次大戦以降の現代資本主義の展開のなかで、運動としての社会主義の成果が、労働組合による賃金決定への参加、社会保障制度による失業の救済の2点で、労働力の「商品性」の希薄化つまり私の言う「労働力商品化の部分的止揚」を実現してきたのですが、そしてこれは程度の差はあれ、日本を含めた先進資本主義諸国で一様に実現したのですが、残るもう1点の「労働者による労働過程の自主管理」につきましては、欧米諸国と日本とではかなり様相が異なっております。いうまでもなく前者では、この点はほとんど実現しておりません。むしろ雇用保障の部分的実現が上述のよ

うに労働モラルの弛緩をもたらし、アブセンティズムを発生させさせました。それに対して日本の場合には、国際的にも高く評価される高い労働モラルのもとで、ある種の「自主管理」が成立していることが確認できるのであります。

5-4日本的経営と会社主義 1970年代の石油危機の克服過程で、欧米諸国がスタグフレーションからなかなか立ち直れなかったのに対して、日本がその克服に見事なパフォーマンスを示したこと、そして、それを可能にした有力な原因のひとつとして、大企業における協調的な労使関係を基軸とする「日本的経営」が国際的に注目されたことは、よく知られております。それは、当初は終身雇用・年功序列賃金・企業別組合の三位一体のシステムとして単純にとらえられていましたが、研究の進展につれて、ブルーカラーとホワイトカラーを同一の「社員」身分に置いた上での従業員の能力主義的選別と統合、深くて広い内部労働市場を背景としての、職務のフレキシビリティ、オン・ザ・ジョブ・トレーニングとジョブローテーションによる労働者の多能工としての熟練形成、そのホワイト・カラー版である中・上級管理者の育成、さらにはその帰結としての企業経営者の従業員昇進者からの選抜、QCサークルを始めとする小集団活動、ボトム・アップの意志決定過程、中・長期的な経営戦略等々、日本の大企業における経営システムのさまざまな特質が検出されるに至りました。

それらを通じて浮かび上がってくる特徴のひとつは、欧米諸国と比べて、日本の企業には従業員の経営参加の度合いが著しく高く、その結果、従業員の企業に対する強い帰属意識が生まれ、「全員参加経営」ともいわれるような企業の「共同体的性格」が形づくられていることでもあります。この企業共同体は、トップから末端の新入社員までが一丸となって企業目的の実現のために邁進する人間集団を形成している――少なくとも企業の外からはそのように見える――のであります。そこでは、労働者が単に労働力の提供者として資本家（経営者）の指揮のもとに受け身で労働するという、現在なお欧米諸国で支配的な労働過程とは異なって、労働者が「会社員」として経営者の意志を体して労働過程に主体的に取り組むという、ある種の集団的「自主管理」が存在するといつて間違いありません。その点で「労働過程の自主管理」の課題も、日本では、すぐ後で述べる限界と疑似性を持つてではありますが、実現しているといつてよいと思われれます。さらにいえば、前記の「賃金の自己決定」「雇用の保障」の課題においても、日本的労使関係においては、一方で経済情勢によっては雇用の維持のため労働組合が賃上げを自己抑制し、他方では経営者側も極力解雇の回避に努力するというビヘイビアがとられるのであります。

こうした日本的経営における労働者の積極性と労働規律は、当時来日したソ連や中国の研究者から「社会主義的」と言う賛辞を頂戴したのですが、私どもは「社会主義でなくて会社主義なのです」と答えたものでした。そこには次のような限界と問題が存在していたからです。

まず第1に、このような日本的労使関係が成立しているのは、大企業における正規従業員の範囲に限られ、それは全労働者の約3分の1をカバーするに過ぎないことです。一部中堅企業や大企業の援助・指導が及ぶ下請企業の中核労働者は別として、大部分の中小・零細企業の労働者や、臨時工・パート・派遣労働者の大部分は、このような諸関係から疎外されております。かれらの賃金は市場できまり、不安定雇用にさらされており、熟練形成や昇進にもせまい限界があります。

第2に、大企業の正規従業員の場合であっても、そこにおける集団「自主管理」的労働の質が問題であります。それは端的に言って、資本の目的、つまり利潤の追求という大枠によって限界づけられております。大企業従業員は、この利潤の極大化のために主体的に取り組んでいるのでして、その意味ではその労働の質は、資本家（経営者）としての労働の性格をも帯びているのであります。従って大企業従業員は当然利潤の分配にあずかっているとみてよく、当然そのしわ寄せは、臨時工やパート・下請けの労働者に及ぼされることになります。そこに労働者による労働過程の集団「自主管理」の疑似性があり、日本的経営の社会主義ならぬ「会社主義」としての特質が存在するのであります。

いったいこれは何を根拠にしてのことなのでしょうか。それは一口でいえば、戦後改革（財閥解体）とその後の高度成長の過程で、いわゆる法人資本主義が確立し、大企業の大株主がほとんどすべて法人となり、また大企業の中核部分によって構成される企業集団で、法人間の株式の相互持合いが支配的となった結果、ひとつには、株式所有者の企業経営に対する支配が例外的な場合を除いて作用せず、その結果いわゆる経営者支配が徹底したことです。二つには、そのことと関連して自然人の間における階級関係が希薄化したことに由来すると思われます。

前者は周知のところですので、後者の点を多少敷衍しておきますと、先にも指摘しましたように、日本の大企業ではトップの社長から重役までの経営者、そして上・中・下級の管理者のほとんどが、当初は新入社員であった従業員からの昇進者によって構成されていることと関連しております。そのような人事構造のもとでは、トップから末端までが、「従業員」としての質的同一性・連続性を持ち、末端に近づくほど労働者的性格が強く、トッ

プに近づくほど経営者の性格が強くなり、その中間にグレーゾーンがあるという、階級・階層区分の不明確さが特徴的となります。裏返していえば、経営者に労働者の性格が残り、労働者に経営者の性格が付与されているといってもよいでしょう。そして日本的経営の現実では、この二重の性格のうち経営者の性格がより強く全従業員を支配することによって、会社ぐるみの集団的「自主管理」、サービス超勤を含む長時間労働でもって資本機能の実現に邁進する、企業共同体の「会社主義」が実現しているのです。階級関係の希薄化は、日本的経営の欧米諸国の場合と比較しての著しい特徴といってもよいと思われます。

このような戦後の財閥解体を起点とした日本的経営の成立、そこにおける階級関係の希薄化を、運動としての社会主義の成果として評価することには、若干の抵抗があるかもしれませんが、日本の戦後改革そのものが、全体として当時の世界的な規模での社会主義の高揚を背景として実施されたものであること、そして、ここで詳述する余裕はありませんが、日本的経営なるものが、俗説のいう日本の伝統文化の産物などではなく、戦後から高度成長初期までの階級闘争的労働運動に対する、資本と政府の側からの対応過程で形成されたものであることを考慮しますと、けっしてその例外とは言えないのであります。

5-5一応の結論 さて、以上の検討から導き出される一応の結論は、「ソ連型社会主義」が「所有の社会化」は実現したものの、社会主義が実現すべき本来の経済的課題である「労働力商品化の止揚」という点ではほとんど成功しなかったのに対して、現代の福祉国家および日本的経営のもとでは、それが部分的でありまた疑似的ではあっても、具体的に実現されつつあるということでもあります。そしてそれが、直接・間接に運動としての社会主義の影響のもとに生みだされたものだということでもあります。これをまとめていえば、現代資本主義のもとにおけるクリーピング・ソーシャリズムの展開といってもよいでしょう。同様の評価は、「大衆民主主義」や「福祉国家」についてもいえると思います。1990年代のソ連・東欧圏の激動を、ソ連型社会主義の破綻と評価することには同意できても、社会主義の資本主義に対する敗北と評価することには同意できない所以であります。

II. 21世紀資本主義の展開と展望

1.新自由主義と資本主義のグローバル化

1-1 移行のテコとしての新自由主義

1979年に登場した英国サッチャー政権によるサッチャリズム、80年に米国で登場したレーガン政権によるレーガノミックスの推進は、スタグフレーション下の社会解体の危機

に対する資本主義的反動・逆襲でした。そのイデオロギー的特質は、それまでのケインズ主義と修正資本主義に代わる、市場原理主義と新自由主義でした。日本語訳では同じ新自由主義ですが、19世紀末の英国の new liberalism が古典的自由主義の修正を意味したのに対して、このたびの neo liberalism は、少なくともイデオロギー的には、修正された資本主義を古典的自由主義に回帰させようとする指向でした。福祉国家がバッシングの対象とされたことは、言うまでもありません。

もちろん、現実に歴史の文字通りの逆転があったわけではありません。古典的資本主義から現代資本主義を区別する金本位制の停止=管理通貨制度や大衆民主主義的政治制度、さらには生存権・労働基本権などの社会権的基本権の保障を含む福祉国家の骨格は、維持されたままであります。しかし具体的に実施された荒療治の中身は、労働組合の弱体化、福祉削減と自助努力の推進、産業・金融・労働などあらゆる分野での規制緩和と公共部門の民営化、それらに企業減税や所得税累進税率の大幅緩和を合わせた「小さな政府」の実現等々、いずれも 19 世紀自由主義段階を彷彿とさせる諸施策でした。そしてそれと並行して、米国がなお比較優位を保っていた金融・証券と農業の分野で対外的自由化要求を進め、90 年代以降のグローバル資本主義への道を切り開いていったのであります。そして日本もまた、この間に生じた激しい日米経済摩擦打開の方策として、新自由主義を受け入れ、第 2 臨調の行革路線を展開したのでした。

1-2 冷戦の終結と ICT 技術革新 ところで新自由主義と共にもう一つ、資本主義のグローバル化をもたらした動力としての IT 革新、最近のより厳密な言い方では ICT（情報通信技術）革新による新しい生産力基盤の登場を指摘しておかなければなりません。

ICT 革新とは、第 1 に、デジタル処理技術の向上によるコンピュータの計算能力の飛躍的向上と、そのポータブル化を可能にしたパソコンの登場、第 2 に、90 年代初頭の東西冷戦の終結とともに、米国で軍事部門から民間に開放されたインターネットの利用とその世界的普及、第 3 に、それらを可能にしたハードとソフト開発を含む情報通信分野での技術革新の総体、を指す言葉であります。それは、それ自身がもたらした情報のグローバル化⁴を含めて、現代資本主義にグローバリゼーション（globalization）という新しい構造変化をもたらしました。その中国語訳が「全球化」であることに示されますように、それは、国家間の国境と政治的主権を残したままではありますが、世界経済の、それまでの国際化（internationalization）を質的に越える「一体化」をもたらすこととなったのであります。

1-3 グローバル資本主義 今ここで、国際経済関係、世界経済問題、経済のグローバ

ル化という三つの言葉の異同について触れておきますと、といたしますのは、グローバリゼーションは 16、17 世紀の昔からあった、という見解に異を唱えるためですが、第 1 次大戦前の古典的帝国主義段階までの世界は、植民地支配を内包する主権国家の存在を前提とした国家間関係つまり国際関係によって律せられていました。国境を越えた経済関係の大部分が国籍を持った商品貿易・為替取引・資本の輸出入で占められていたことがその点を示しております。しかし、第 1 次大戦後になると国家間関係つまり国境を超えた農業問題とか通貨問題などの世界経済問題が発生し、それに対応した国際機関の設立などが行われます。最近の地球温暖化を含む環境問題もそのような性格のもので、これらは国家間の交渉だけでは処理し得ない性格をもつ点で、国際経済関係とは次元を異にするものでした。今日の経済のグローバリゼーションは、中国語訳の「全球化」がうまい表現だと思いますが、経済関係において国境そのものが形骸化し、世界がひとつの市場になるかのような動きであります。もちろん、これもよく指摘されますように、経済のグローバル化は同時に EU とか NAFTA とか ASEAN のような地域化を伴っているのですが、それ自身も単一市場を目指している点で国境の形骸化の側面を持っていることを忘れてはなりません。

そこで経済のグローバル化の現実を見ることにしますと、それはやや異なった主役による異なった形での二つの分野、具体的には金融グローバリゼーションと産業グローバリゼーションとして展開していることがわかります。そこで、この両者のそれぞれについて見ることにします。

2.金融グローバリゼーションと産業グローバリゼーション

2-1 金融グローバリゼーション 経済のグローバル化は、まず金融面が先行しました。それは、世界市場でヒト（労働力）・モノ（商品）・カネ（資金）のうち一物一価が最も成立しやすい商品はカネですから当然ともいえますが、製造業で日本や NIEs に敗れた米国の逆襲の側面もありました。なぜなら、金融グローバリゼーションを主導したアメリカの巨大商業銀行や投資銀行は、米国に残された競争力の最大の比較優位分野だったからであります。

ここでそのプロセスを追う余裕はありませんが、米国によって 1980 年代から 90 年代にかけて推進された金融グローバリゼーションは、初期 IMF においては許されていた各国の資本取引規制の撤廃の推進、すでに 50～60 年代から形成されていたユーロ市場に加えて各国金融市場でのオフショア市場の形成にまで及びました。その結果、世界の金融シス

テムは、米国金融資本の主導の下で、モザイク的に存在する各国の金融市場を証券（資本）市場でつなぐという形に編成されました。そしてこれは、米国に伝統的な金融システムをグローバルな規模で相似形的に拡大した姿でもありました。しかも ICT 技術の進歩によって、為替や証券などの売買は、世界のどこかで開かれている取引所で瞬時に大量取引が可能となりましたから、こと先進諸国間の金融取引に関しては、ほぼ単一の世界市場が形成されたといつてよいと思われます。

2-2 投機的取引の拡大と繰り返すバブル 金融グローバリゼーションは、いわゆる経済の金融化・証券化を通じて資本による投機的取引の増大をもたらしました。その点をもう少し具体的にみておきますと、まず金融面では、第1に、為替レートの変動制移行によってレート変動幅が拡大した結果、貿易などの経常取引の実需以外に、売買差益の獲得を目的とした為替への投資ないし投機が盛んとなりました。最近では為替取引の8割ないし9割が実需ではなく、投機目的のものだと言われております。第2に、金利の自由化によって多様なリスクとその程度によって差別化された新しい金融商品や、株式・債券・金利・為替などを原資産とする、当初はヘッジ目的で設定されましたが、次第に投資や投機の手段としても利用されるようになった先物・オプション・スワップなどの金融派生商品（デリバティブ）が生み出されました。さらに第3に、一方では資金調達を銀行借入れ（間接金融）から株式・社債・コマーシャルペーパー（cp）等の証券発行による直接金融へ転換する形で、他方では住宅ローンやリース料などの債権などを担保とした証券を発行する形で、いわゆる金融の証券化が進みました。

証券化商品の開発に当たっては、大恐慌後に制定されたグラス・スチーガル法の廃止によって、同法で禁止されていた投資銀行業務と商業銀行業務の兼営が認められ、金融商品を取り扱う前者の業務が拡大し、またこれらに積極的に投資するヘッジファンドなどの新しい投資機関が台頭しました。また、この時期に急速に発展したいわゆる金融工学の技法が活用されたことは、よく知られております。そして、これらの金融商品の組成と取引に関連したさまざまな仕組みと担い手（格付け会社や保険会社など）が生まれ、金融取引の肥大化が進みました。それとともに投機的取引も膨張し、バブルとその崩壊が繰り返されました。このバブルとその崩壊の繰り返しを通じて、少数者への金融資産の集中がすすんだことは言うまでもありません。

日本では既に80年代末に資産バブルが起こり、90年にそれが崩壊して「失われた10年」に突入しますが、米国では、21世紀初めにITバブルが崩壊した後、2000年代には

住宅ブームを背景に、サブプライムローンを担保に組成された何段階もの証券化商品がヨーロッパを含めてブームとなり、2008 秋に至ってリーマンショックに始まる大崩壊が生じたのであります。

2-3.産業グローバル化 金融グローバル化が米国の金融資本の古くからの柱である巨大な投資銀行と商業銀行に主導されたものであったのに対して、産業グローバル化の展開は、やや複雑でした。その出発点は、スタグフレーション下に国際競争力を失った米国製造業企業のリストラクチャリングでした。彼らはアウトソーシング、オフショアリングさらには直接投資などによって盛んに生産の海外移転を図りましたが、それが文化大革命を収束して 80 年代以降改革開放に転じた中国、さらには BRICs（ブラジル・ロシア・インド・チャイナの頭文字）と呼ばれる新興諸国の、外資導入を重要な政策手段とした工業化政策と結びつくことによって、一挙に推進されることになったのであります。

それだけではありません。1990 年代に入って米国で勃興した ICT 関連産業――典型的にはパソコンや携帯電話、スマートフォンなどのハードと、それを用いるソフトから成り立っていますが、――これらの ICT 関連産業のうちの前者は、モジュール化された諸部品の簡単な組み合わせによって生産されるという特性を持っております。これらの産業をモジュール型産業と呼びますが、それは、50～60 年代の高度成長期の支配的産業だった自動車のような、数千・数万の部品を摺り合わせながら組み立てて完成する、したがって部品から完成品までを垂直統合した下請けを含むワンセットの企業集団で構成される、インテグラル（すりあわせ）型産業とは大変異なっておりました。これらの産業では、産業内国際分業を含んだ企業内国際分業の形で、企業が「レゴブロックのように」分割されております。一般に開発・設計と流通・販売は自社で担うが、生産工程が必要とする高品質部品は、自社ないし自国や日本などの先進国企業から調達し、汎用品や簡単な組立工程は、低賃金の新興国企業にアウトソーシングする、という具合にであります。なかにはアップルやデルのような生産工程を自国内・自社内に持たないファブレス企業も登場しました。そしてこれらの企業が供給するモジュラー型製品は、いずれも典型的な軽薄短小型の製品でしたから、部品・製品の運送は空輸に適しており、従って生産の大部分を新興国の ODM(相手先ブランド設計製造業者)や OEM(相手先ブランド製造業者)に委託することによって、産業グローバル化の典型的な担い手となったのであります。

2-4 産業グローバル化の意義 沿海地域に特区を設定して外資を呼び、先進

国から輸入した部品・半製品を組み立てて生産した工業製品を、再度先進諸国に輸出するという輸出志向工業化政策は、すでに 1970 年代のアジア NIEs（韓国・台湾・香港・シンガポール）に成功例がありました。しかし、それが人口 13 億を越える中国などの人口大国で実施されますと、そこに進出する先進国資本にとっては、資本主義の基本的矛盾の基礎をなす労働力商品化の無理、つまりその供給制約が長期にわたって「解除」されることを意味します。先進国の資本が、直接投資によってであれ生産のアウトソーシングによってであれ、この無限に近い労働力を自由に利用できるということは、単一の世界労働市場が形成されたわけではありませんが、そしてまた、地域や国の経済発展段階に規定された、労働力の質や賃金水準の差を残したままではありますが、労働力の移動に代わる資本の移動、あるいは投下先の多様化、さらには海外委託生産を通じて、労働市場の間接的なグローバル化が実現したとすることができます。こうした新興国の低賃金労働力の利用は、金融グローバリゼーションにおいても、コールセンターなどの単純なオフィス業務を新興国に置いた支店や子会社に担わせたり、現地企業に委託する形で行われております。労働力の国際移動の困難を、資本移動ないし投資先の多様化が代替することで、労働市場の間接的なグローバル化が実現したこと、ここにグローバル資本主義の本質があるというのが私の理解であります。

労働力の供給制約の緩和は、もちろん無限ではありません。既に中国では内陸開発の本格化と共に労働力不足による賃金上昇が始まっています。しかし、中国の後には ASEAN やインドが控えており、ここ当分は産業グローバリゼーションの拡大が進むのではないかと思います。そしてその担い手である ICT 企業は、産業内・企業内の国際分業を組織して世界市場を席卷し、自動車・電機など旧来のインテグラル産業企業と共に多国籍企業化を進めているのであります。

3. 資本主義の歴史的限界と社会主義の可能性

3-1 金融グローバリゼーションの破綻と経済政策の混迷 2008 年 10 月の米国大手投資銀行リーマン・ブラザーズの倒産を契機として世界的な金融危機が勃発し、金融グローバリゼーションは破綻しました。金融危機は、管理通貨制度下の米国の連銀や EU 中央銀行の「最後の貸手」機能の発動と、各国政府による公的資金の注入など、市場原理を否定する緊急策で信用パニックへの展開が食い止められ、また中国など新興諸国による需要の下支えもあって、1930 年代のような大恐慌への崩落を回避できました。

私はリーマンショックの直後、これで新自由主義の時代は終わり、再びケインズ主義の時代が再来すると考えたことがあります。しかし、その後の経過を米国についてみると、一方では金融機関や GM 救済のような公的資金の注入による緊急対策などで政府による市場介入が強化されながら、他方では新自由主義的政策も執拗に追求されており、ケインズ政策と新自由主義政策が重なり合うといった混迷が続いております。連銀(FRB)による非伝統的金融政策としての量的緩和措置(QE)は、失業率がほぼリーマンショック前に戻ったのちも継続し、なお明確な「出口」を見いだせないでおります。

日本の安倍政権によるいわゆる「3本の矢」も、当初のそれについてみると、第2の「機動的な財政政策」はケインズ政策そのものであり、第1の「異次元金融緩和」もその変形と見られるのに対して、第3の「民間投資を促進する成長政策」(規制緩和)は、小泉内閣以来の規制緩和による新自由主義政策の延長です。このようないわば「何でもあり」の政策は、いったい何を意味するのでしょうか。そこに、首尾一貫した新しい処方箋を見出すことができないでいる現代資本主義の最後の姿が示されている、というのが現在の私の見方ですが、どうでしょうか。

3-2 産業グローバル化と格差社会化 金融グローバル化の帰結が、その破綻と経済政策の混迷であるのに対して、産業グローバル化の帰結は何であったのでしょうか。産業グローバル化は、一面では、新興諸国の工業化を促進することによってその GDP と所得水準を高め、南北格差の解消に貢献したことは確かです。その点は中国経済のめざましい発展を見ただけで明らかなことです。

しかし、同時にそれは、新興諸国の低賃金労働力の直接的・間接的利用を通じて、先進諸国の産業空洞化と、その結果としての失業率の増大を招き、先に触れた新自由主義による労働者保護規制の緩和とあいまって、先進国労働者の賃金の低下をはじめとする労働条件の悪化と、資本による労働者支配を強める結果をもたらしました。2008 年に『時代はまるで資本論』という書物が出版されておりますが、実際 19 世紀に戻ったかのような不安定雇用、低賃金、長時間労働が現実化しました。金融グローバル化を利用して少数の金持ちがますます富裕化する一方で、中間層の没落と労働者階級の貧困化が進んだのです。全体としては経済成長によって先進国にキャッチアップした新興諸国でも、その国内では同様の所得格差の拡大が進みました。フランスの経済学者ピケッティが明らかにしたような、地球規模での所得格差の拡大が進んだのです。これが産業グローバル化の帰結だったと言えましょう。つい先日行われた米国の大統領選挙で、予想外のトラ

ンプが当選した背景にも、このような事情があったといえそうです。

3-3 新しい社会主義の可能性 さて、これまでに見て参りましたように、20 世紀の 50～60 年代の福祉国家の時期が、現代資本主義が社会主義的要素を部分的に取り込むことによって可能になった繁栄期であったとすれば、70 年代を過渡期として、80 年代から今日に至るグローバリゼーションの時期は、福祉国家の社会主義的要素の形骸化を進めた資本主義的反動の時期であったといえることができます。それにもかかわらず、私がなお「新しい社会主義」について語ろうというのは、この講演の途中でも何度か触れましたように、内容的にはかなり形骸化が進んだとはいえ、男女平等普通選挙権を基礎とした大衆民主主義の政治制度、労働力の商品化に鋭く対立する労働基本権や生存権の制度的骨格は、なお厳然として存在しているからであります。これらの諸制度はもともと資本主義が積極的に作り出したものではなく、労働運動や社会主義運動が要求し勝ち取ってきたものであり、それが労働力商品化の止揚という社会主義の課題に接近する内実を持っていること、つまりクリーピング・ソーシャリズムの現れであることは、既に述べました。そうだとすれば、その拡張と徹底の追求こそが、社会主義への道の第一歩だと言うことになります。

そこで、以上のような私の理解と評価が認められるとするならば、現代資本主義のもとでの社会主義的変革の構想にも、新しい視角が提起されることになります。最後にその点に関するいくつかの問題について、議論の素材を提供しておきたいと思います。

3-4 社会主義への移行過程の新視角 第 1 に、現代資本主義のもとでクリーピング・ソーシャリズムの展開が認められ、社会主義への道がその拡大と徹底にあるとするならば、従来所有関係の変革による質的な断絶のイメージで考えられてきた資本主義から社会主義への移行は、より連続的な長期の過程として考えられなければならない、と思われます。それは、私たちの世代が若いころに習った唯物史観による次のような理解、すなわちこれは先進国の場合ですが、「ブルジョア革命は旧社会の内部に資本家的社会関係が徐々に形成され、権力の移行としての政治革命はその追認として生じるのに対して、社会主義革命は権力の移行が先行し、社会の改造はその後に、権力を獲得した労働者階級の政府によって実行される」といった理解に、修正を迫ることになるのではないかと、ということです。社会主義への移行は現代資本主義の現実のなかで既に始まっているのであり、それを推進するための核心は、繰り返し指摘してまいりました「労働力商品化の止揚」ですが、それは資本主義が解決し得なかった一般民主主義的な諸課題と同時に追求されることになると思われます。

第2に、そこで「労働力商品化の止揚」を完成させるためには何が必要かが問題となります。現代資本主義の歴史と 現実 に即して考えれば、まず欧米諸国の場合には、相当程度に固定した社会階級としての、資産所有と結びついた資本家層の解体が課題でしょう。その場合、日本の経験に即して考えるならば、重要なのは資産所有の自然人との切断であります。いいかえれば、自然人の資産所有に基づく資本機能の抑制・除去であります。日本ではそれが財閥解体とその後の法人資本主義化によって、所有による経営への関与が眠らされることによって、事実上実現されたのでした。

その上で、これは日本の場合の現実的課題ですが、大企業の企業としての資本機能の抑制・止揚が必要です。ただ、その抑制・止揚の力がどこから生まれうるかは、なかなか難しい問題です。それが日本的経営自体の中から「会社主義」を否定する「経営の民主化」の形ででてくるためには、大企業従業員集団の、前に申しました二重の性格のうち、労働者性が経営者性つまり資本家性を圧倒する必要があると思われます。それには、大企業における労働組合の体質の民主的改革が不可欠だと言えましょう。

しかし、もしこの日本的経営内部からの動力に限界があるとすれば、そこに、これも社会主義のインパクトの所産である、大衆民主主義を基礎とした社会運動と政治的力が発揮されなければなりません。日本の「会社主義」が、従業員を等しく「会社人間」とし、かれらの家庭生活や地域社会での生活を破壊してきた現実のもとでは、政治の力による資本機能の規制こそ——例えば配当規制や労働時間の上限規制など——決定的に重要かもしれません。

さらに、これら的大企業における「労働力商品化の止揚」の追求と並んで、利潤原理に支配されない事業体、長い歴史を持つ協同組合のほか、近年興隆がめざましいさまざまな社会的企業やNGO、NPO法人の成長が期待されます。倒産企業の従業員管理からスタートすることが多いいわゆる民主経営も注目されるところです。

第3に、以上の課題が実現されたとしても、企業相互間・企業と政府・家計間の商品・サービスの取引は、長期にわたって、原則として市場経済に委ねられることになるでしょう。個人の自由を前提したうえでの細部にわたる計画経済の手法は、なお見出しえないからであります。ただし、労働力の商品化の止揚が進むにつれて、「労働力の売買」は「労働の売買」へと、したがって賃金は「労働力の価格」から「労働の報酬」へと、性格の変化が進むのではないかと考えております。その根拠は、もともと労働力の商品化の前提は、無産階級の創出とともに機械制大工業が可能にする労働の単純化であります。重化

学工業の登場とともに、一面でその傾向が徹底するとともに、他面で新しい熟練（知的熟練）労働が増大し、その側面で賃金の「労働の報酬」化が進むと考えられるからであります。さらに、今日の生産力＝ICT & IA技術のもとで、単純労働の機械での代替（ロボタイゼーション）を進めることができれば、労働の大部分が知的熟練労働となる可能性が生まれるでしょう。そして、経済原則である社会的労働配分は、さまざまな種類の知的熟練労働に対する需給の調整を通じて、その意味では市場経済を通じて、しかし、単純労働力に対する需給ではない点で非資本主義なメカニズムで実現されることになると思われます。この賃金の「労働の報酬」化は、「労働力の商品化の止揚」の他の側面ともいえるのでして、それは周知の社会主義の原則、すなわち「能力に応じて働き、労働に応じて取得する」原則の具体化でもあるのです。

以上で、私の記念講演を終わらせていただきます。ご静聴、有り難うございました。

【質疑応答】

Q：旧ソ連で、労働力の商品化の止揚ができていなかったとすれば、ソ連は社会主義ではなかったと言うべきでないか？

A：ソ連は国家資本主義だったという理解があることは承知しているが、資本主義は本来私的な経済主体が主役のシステムである。私的資本が存在せず、生産手段がほとんどすべて国有化されていれば、唯物史観でいう意味では社会主義と言うほかない。講演で述べたように、社会主義になると資本主義の経済法則に替わって人間が主体的に経済原則を仕切らなければならないから、その人間集団の質と仕切り方が問われることになる。場合によってはポルポト時代のカンボジアみたいな社会にもなり得る。ソ連の社会主義もその意味で歪んだ社会主義だった。

Q：講演の内容には賛成だが、なぜ社会主義なのか？ 「資本を中心とした社会」から「市民を中心とした社会」へ、ということではよいのではないか？

A：「市民を中心とした社会」という場合の市民は、19世紀のブルジョアジーを指すのではなく、現代の勤労市民を指すのだろう。それはマルクス経済学の用語で言えば労働者のことだから、社会主義と言ってよいのではないか。日本で社会主義という言葉はプラスイメージの言葉ではなくなっているのかもしれないが、米国の民主党大統領候補選挙で、「民

主的な」社会主義者を公言してあれだけ票を集めたサンダース現象に注目すれば、日本でも社会主義の再生は可能だと考える。

Q：労働力商品化の止揚などほど遠い中国の現状をどう評価するか？

A：中国の当局は、自らを「社会主義市場経済」と称しているが、実態は資本主義の導入以外の何物でもない。ただ、途上国で早生的に権力をとった社会主義を目指す政権が、生産力の増進を不可欠の課題とする限りで、そういう政策をとることは有り得るだろう。ただ、そこでは政治や経済を担う主体が、つねに資本主義が生み出すイデオロギーに影響されることは当然で、それに如何に対処するかが問われていると思う。

Q：敗戦後の日本のマルクス経済学は、その後の高度成長を見通せなかったのではないか？

A：そう言ってもよいが、戦時中の弾圧で研究が中断されていたことも考慮すべきだろう。なお、マルクス経済学者がたえず「やがて危機が来る」と連呼したため、経営者が真剣に対策をとったことが高度成長の一因になったと評価した近代経済学者がいたことをご紹介しておく。

Q：資本主義の段階あるいは中身が変わってきたことは理解できるが、今後も新しい段階を切り開いていけるのか？

A：管理通貨制・大衆民主主義・福祉国家を骨格とする「社会主義に対立する資本主義」は、社会主義に到達するまで継続するだろう。また、ICT革新など生産力（産業基盤）の進化によるグローバル資本主義は、資本主義の極限を示していると思われる。ただ、政策体系は、おそらくケインズ主義以上のものはあり得ない。その点は、それがスタグフレーションで破綻した後は新自由主義と称する古典的イデオロギーへの回帰だったことに示され、さらに新自由主義がリーマンショックで破綻した後、今は「何でもあり」の政策対応になっていることに示されている。

Q：社会主義を目指すよりも、資本主義内部における民主化、格差是正、応能負担などを優先的に主張する立場をどう評価するか？

A：資本主義が解決できなくなったそれらの諸課題を追求し、徹底することが即社会主義への道だというのが、私の論旨である。

Q：社会民主主義をどう評価するのか？

A：当時の当事者にとってやむを得なかったかもしれないが、第 2 インターの分裂に始まる社会民主主義者と共産主義者の対立は、過剰だったと思う。社会科学的認識での差異をイデオロギー的対立に絶対化してしまったのが間違いで、イデオロギー的な違いを科学的認識を深めることで解消する努力が必要だった。今後は競争的協力を期待したい。

Q：IoT や AI の進展・進歩に人間が支配される危険はないか？

A：私は先端技術に詳しくはないが、生み出された技術を使用するのは人間であるから、危険をもたらすか否かは、基本的に人間がそれをどう使うか、あるいは使わないか、にかかっていると思う。

Q：実体経済から切り離された投機的金融活動の展開（CDO、CDS など）は、『資本論』の理論から説明できない、この点の承認から出発すべきでは？

A：質問の意味が判然としないが、原理論レベルの問題でないとしても、現状分析のレベルで、そのリスク隠蔽による詐欺的商品だったことは解明されているのではないかな。

「宇野理論を現代にどう活かすか」 Newsletter

(第 2 期第 18 号 - 通巻第 30 号 - 2)

発行 : 2017 年 2 月 13 日

投稿論文 3

柴垣和夫

(東京大学名誉教授 sibagakik@gmail.com)

社会諸科学から社会科学へ

『宇野理論を現代にどう活かすか Working Paper Series』

2-18-3

http://www.unotheory.org/news_II_18

「宇野理論を現代にどう活かすか」 Newsletter

事務局 : 東京都練馬区豊玉上 1-26-1 武蔵大学 横川信治

電話 : 03-5984-3764 Fax : 03-3991-1198

E-mail : contact@unotheory.org

ホームページ <http://www.unotheory.org>

社会諸科学から社会科学へ[†]

柴垣和夫

要 旨

本稿は、通常複数形で理解されている社会諸科学 (social sciences) を単数形の社会科学 (social science) に統合する必要性と可能性についての一試論である。具体的には、同じく資本主義経済を研究対象としながら、その分析レベルの抽象度の違いに応じて原理論・発展段階論・現状分析論の3段階に分化して行われなければならないと主張した宇野弘蔵の経済学方法論を、とりあえずは法学の分野にも拡張する試みを指す。先行研究として、法学原理論の構想を展開された青木孝平教授の所説、法の段階論的考察の先駆とも言える渡辺洋三編著『現代法と経済』所収のいくつかの論文について紹介しコメントした後、発展段階論でそれぞれの各論を含めて経済学・法学・政治学に分化した社会諸科学が、なぜ現状分析論であらためて総合化され、単数の社会科学に収斂しなければならないのか、を論じる。それは一言で言えば、古典的資本主義では分化した経済・法・政治が、現代資本主義の下で境界を曖昧化し、それらが混交し多重性格化したからである。事例として、個別的には財政投融资や〇〇基本法など、大きくは環境問題などが挙げられよう。また現代資本主義を支える管理通貨制は、本来経済制度である通貨制度に政治権力が内部化しているし、労働基本権や生存権は、団体交渉制度や社会保障制度などの資本主義の本性とも矛盾する経済的・政治的システムに具体化されている。対象そのものが混交し重層化している以上、方法もそれを反映して総合されなければならないのである。そのことは、現状分析自体に新しい方法を要請するであろう。

キーワード：社会科学，原理論，発展段階論，現状分析論，現代資本主義

I. 問題の所在

はじめに

この論文のタイトルで、私が複数形の「社会諸科学」で念頭に置いている学問は、さしあたり経済学、法学、政治学、それにまだ十分自信を持っては言えないが社会学を加えた四つの分野である。これらの学問は、今日それぞれが独立した社会科学として自己を主張していることは周知のところであろう。その点は大学の学部や学科編成、大学院の研究科

や専攻の編成が、これらの学問の名称を冠した形でなされていることからうかがうことができる。ときに社会科学部という名称があってもその英語訳は *faculty of social sciences* と複数形で表現されているのが普通であり、またその内部編成は上の四つの分野ないしその内のいくつかから成り立っているのが普通である。

ところが私がかつて所属した東京大学社会科学研究所だけは、その英語名は *Institute of Social Science* と単数形を維持している。「維持している」というのは、今を半世紀さかのぼる 1950 年代に、同研究所の所員会で英語名を単数形から複数形に変更しようとの提案がなされ、一旦は通りかけたが、大論争の末最終的に否決されたという経緯があったためである¹。この論争で単数形維持の強力な主張者が宇野弘蔵であり、その主張の背後には、複数形で並立している経済学・法学・政治学を単数の社会科学として体系化を図り²、かつそれにふさわしい研究所の研究体制を創出しようという意図と情熱が存在していた³。

私も後に 1960 年代に入ってからであるが、同研究所の一員となっていくつかの関連した小論を書いたことがあり⁴、また同研究所の全所的共同研究として実施された「基本的人権」のプロジェクトで、経済学の側からこの観点での論稿を書いたりもした⁵。そして、これらに対して法学系スタッフのポジティブな反応を感じた時期もあったが、以来約半世紀を経た今日、こうした志向や動きはマルクス系の社会諸科学の潮流の中で、ほとんど影を

[†] 本稿は、2014 年 10 月に阪南大学で開催された経済理論学会第 62 回大会第 7 分科会：共通論題関連 1 「ポリティカルエコノミーの対抗軸」で発表した報告原稿に、若干の補正を行ったものである。なお私の報告に対する討論者は、鈴鹿科学医療大学の青木孝平教授であった。本稿の初出は『武蔵大学論集』63 巻 2/3/4 合併号（2016 年 1 月）であるが、同誌が非売品の紀要なので目に留まらない方もおられると思い、武蔵大学経済学会の了解を得てここに転載することとした。

¹ 宇野弘蔵「マルクス経済学と社会科学」（同『社会科学としての経済学』（筑摩書房、1969 年所収、p.91.のち『宇野弘蔵著作集』別巻所収、p.400）。複数形への変更の提案理由の一つが「海外で通用しない」ということにあったというから、おそらく欧米諸国でも、社会科学は *social sciences* と複数形で使用されるのが普通なのであろう。私がある米国人の研究者に聞いたところでは、*Social Science Institute* というように形容詞的に使えば単数形でかまわないということであった。

² この時期の日本では、社会学は未だ揺籃期にあり、宇野の視野に入っていない。

³ 前掲、宇野『社会科学としての経済学』、特にその第五章・第六章を参照。

⁴ 柴垣和夫『『社会科学』と『社会諸科学』（『社会科学の方法』1 巻 4 号（御茶の水書房、1968 年 7 月）。同「単数の社会科学」『ジュリスト』576 号（有斐閣、1974 年 12 月 1 日）。

⁵ 柴垣和夫「資本主義経済と基本的人権」（東京大学社会科学研究所編『基本的人権 1・総論』東京大学出版会、1968 年所収、のち柴垣和夫『社会科学の論理』（東京大学出版会、1979 年）に収録。

潜めてしまったようである。むしろ近年では、実学的な必要から解釈法学とミクロ経済学などいわゆる近代経済学との協力という形で事態が展開しているように思われる。2003年に設立された「法と経済学会」は、後者の潮流の興隆を示すものと言えよう。しかし、最終的に何らかの価値観やイデオロギーないし政治判断に依拠して主張したり選択したりせざるをえない経済政策や法解釈は、それらへの社会的需要がある以上学界からも供給がなされるのは当然としても、けっして科学的に解答が導かれる客観的な主張とは言えない。社会現象についての社会科学的・客観的認識と評価は、宇野の説くように、あらゆるイデオロギーから解放されたところで始めて確保されるものだからである。しかし、この点はこの論稿で取り上げる問題ではない。

ここでの問題は、実学的提言を意図するにせよ、社会科学的認識を追求するにせよ、現代資本主義の登場とともに、対象としての社会現象が、経済現象・政治現象・法現象としての純粋性を次第に失い、相互に混交して境界がグレーゾーン化してきたところにある。このこと自体が、複数の学問として鼎立していた社会諸科学が協働して現実の解明に当たらなければならないことを示していると言ってよい。問題はその協働の在り方であり、協働の方法論である。そして私は、宇野の社会科学の単数化による体系化構想こそ、その有力な協働の方向を指し示したものと考え、注4で記した小論を執筆した。この報告も、それに特に新しい内容を付け加えるものではないが、こうした問題に関する論議が忘却されかけている現在、若い諸君にあらためて考えてほしいと思い、筆を執った次第である。

経済現象か政治現象か、はたまた法現象か？

まず、いくつかの例を挙げて問題の所在を探ってみよう。

私の学生時代である1950年代半ばごろ、マルクス経済学の世界では国家独占資本主義をめぐる議論が盛んに行われていた。現在私は、国家独占資本主義という概念を用いておらず、第1次世界大戦前の古典的資本主義に対する現代資本主義という没価値的な用語を使っているが、当時はその特徴の一つとして金融資本と国家の融合とか、国家の金融資本への従属とかが話題になっており、具体的な問題として財政投融资を巡る議論があった。投資や融資は本来私的資本が利潤原理のもとで行う経済行為だが、政府が国営の郵便局を通じて集めた郵便貯金を原資とし、日本開発銀行（現在の日本政策投資銀行）などの政府金融機関を通じて投資や低利融資を行うのは、利潤原理とは多少とも離れた政治的目的を持つ経済行為である。このような行為を行う日本開発銀行は、唯物史観で言う土台（下部

構造)なのか上部構造なのか。当時は正統的なマルクス経済学の方法は「唯物史観を経済現象に適用すること」とされていたから、こうした黒か白かでは答えようのない問題提起もあり得たのである。経済学界ではその後、このような現象を「財政の金融化」「金融の財政化」を示す現象として認識するに至った⁶。

政治と法の境界にも曖昧化が生じていた。いわゆる〇〇基本法の続出である。代表的なものとして、西ドイツが1955年に制定した農業法(Landwirtschaft Gesetz)にならって、1961年に制定された農業基本法がある。それは、農業と他産業との生産性と所得の格差を解消することを目的に、生産物の選択的拡大、自立経営農家の育成と協働経営助長による構造改善、流通合理化・価格安定を謳っていた。そのころ制定された基本法には、ほかに原子力基本法(1955年)、中小企業基本法(1963年)、公害対策基本法(1967年)、消費者基本法(1968年)などがあり、現在ではその数40余に及んでいる⁷。その特徴は第1に、いずれも憲法と個別の法律の中間にあって、国の制度・政策に関する理念や基本方針を示し、行政がそれに沿った措置を講じるべきことを定めている点にある。従って第2に、基本法で定める内容は抽象的な訓示規定やプログラム規定が大部分で、そこから国民の具体的な権利や義務が導き出されることはなく、それが裁判規範として機能することもほとんど無い。そこからこれらは法規範ではないとの指摘もなされているようだが、法社会学では「法の行政化」「行政の法化」を示す現象として認識され評価されてきたようである。

経済と法や政治との境界が曖昧化し、グレーゾーンが拡大する現実には、時の経過とともにますます顕著となっている。たんに境界が曖昧化するだけでなく、一つの社会問題が、経済問題であると同時に政治問題、法の問題でもあり、さらにそれが国境を越えて広がると国際問題でもあると言った多面性を持つ事例が増えてきている。

たとえば、今日地球規模の問題となっている環境問題を例にとって考えてみよう。企業による環境汚染が、加害者・被害者がともに特定できる場合は単なる損害賠償という私法上の法律問題にすぎないが、工場や自動車の排気ガスなどによる一定規模の地域的広がりを持つ汚染は、典型的には加害者・被害者がともに不特定多数となることから公害という

⁶ こうした現実を受けて1960年には、鈴木武雄ほか編による『金融財政講座(全5巻)』が有斐閣から刊行されている。

⁷ 上記のうち、農業基本法は1999年に食料・農業・農村基本法に、公害対策基本法は1993年に環境対策基本法に改正されて今日に至っている。

社会問題に転化し、それを規制するための政治問題・行政問題に発展する。と同時に、汚染防止のための企業の経済負担や中央・地方の政府の財政負担などの経済問題へと展開し、環境権のような新たな権利を生み出すことによって法的問題にも新局面をもたらす。さらに近年のように新興諸国の工業化が進むと、規制と負担の程度を巡っての先進諸国と新興諸国との国際問題にまで広がることになるのである。

このような複合的な問題の解明に社会諸科学が協働して当たらなければならないことには、おそらく誰も異論が無いであろう。問題はその際の協働の在り方である。実際にも、長年学際的な共同研究の試みは数多く行われてきたとあってよいが、その多くは、「経済的には……」「法的には……」「政治的には……」といった多元論的アプローチ、すなわち諸学からのアプローチの並列的総合に終わっていて、単一の社会科学としての統合に至っていないのではないかと思われる。だが、宇野によって開発された経済学の三段階論の方法、すなわち同じく資本主義を対象としながら、その把握の抽象度の違いによって次元を異にする原理論・発展段階論・現状分析論の三段階からなる方法は、法学・政治学を含めた社会科学の全体に拡張が可能なのではないか。その点についての若干のスケッチを試みようというのが本稿の課題である。

Ⅱ. 宇野原理論・段階論の法学・政治学への拡張

1. 原理論の世界：経済学原理論とその法的表象

経済学の原理

まずは宇野経済学原理論の、法学・政治学等への拡張の可否の検討から始めよう。

周知のように、経済学は近代の産物である。欧州の古典古代や中世に経済現象に関する断片的考察があったとしても、経済学が独立の学問として自立するのは、16～17世紀の大航海時代に商品・貨幣・資本による世界市場が形成され、資本による経済生活が、それ以前の共同体における「慣行」⁸から自立する過程の観察によってであった。重商主義から自由主義への経済思想の展開の過程で生まれたW・ペティに始まりD・リカードでピークに達する古典派経済学者たちの観察の繰り返しを通じて、生産・流通・分配・消費という社会の物質代謝（経済生活）が自己完結する経済社会像が形成されてきたが、社会主義思想

⁸ ここでの「慣行」には、近代の概念で言う経済・法・政治や宗教その他の文化が渾然一体となって含まれていたと言える。

を持つことによってブルジョア・イデオロギーから解放され、資本の歴史性を認識したマルクスの『資本論』によって「純粋な資本主義社会」が把握されたとき、人類は資本主義経済の原理（その歴史的本質）を人類に普遍的な経済生活の原則とともに認識することができるようになった。これが唯物史観に言う社会の物質的土台=経済的下部構造にほかならない。

宇野は『資本論』になお残っていた古典派的理解の残滓や歴史的記述を取り除き、資本家と労働者と土地所有者の三大階級のみからなる純粋な資本主義社会の経済的運動法則を経済学の原理論として体系化した。具体的には、商品・貨幣・資本と展開する流通形態が、あらゆる社会に共通する労働・生産過程を包摂することによって資本=賃労働関係を形成し、そこで生み出される剰余価値が利潤・地代・利子として支配階級に分配されるメカニズムがそれである。それは同時に、かかるメカニズムを可能にする「労働力商品化」の「無理」が、資本の自己否定である恐慌を周期的に伴う景気循環を必然化するメカニズムでもあった。そして宇野は、この資本主義の原理的世界像に対応した法学の原理論が成り立つ可能性についてしばしば示唆していたのである。

青木教授による原理の法学への拡張

ではいったい、この宇野の経済学原理論に対応する法学の原理とは、どのようなもので有り得るのか。この点については、鈴鹿科学医療大学の青木孝平教授が、長年詳細な研究を発表されてきている⁹。マルクス主義法学を自らの立脚点とする研究者は少なからず存在しているが、宇野経済学を意識して研究されている法学者は希有の存在で、いまや青木教授お一人と言ってよいのかもしれない。

青木教授の『資本論』並びに宇野原理論に即しての所有権論に焦点を置いた近代法の形成の論理は、著書『資本論と法原理』および『ポスト・マルクスの所有理論』で詳細に展開されている。教授自身その内容の要点を、前著では「宇野『経済原論』における流通・生産・分配のトリアーデに依拠」して「私法体系を『所有権の法形成』『所有権の正当性』『所有権の法表象』として解明」したとされ、その上で後著の第5章第4節「近代的所有権批判の体系」で、そのエッセンスを以下のように示されている。すなわち教授は、そこに至る前段で、J・ロックに始まる自然法思想、それにつながるA・スミスの古典派経済

⁹ 青木孝平『資本論と法原理』（論創者、1984年）、同『ポスト・マルクスの所有理論』（社会評論社、1992年）など。

学が創り出し、その後初期マルクスから現在までのマルクス主義思想、ひいてはマルクス経済学やマルクス主義法学に根強く残っている「自己の労働に基づく所有」という観念のプチブルジョア的イデオロギーとしての限界を批判された上で、「われわれは、マルクスによる所有権法分析のエッセンスを、生産手段の所有を基礎に不払い労働の領有を実現するということに求めることはできない。まったく反対に、『自己の労働にもとづく所有権』にねざす市民法的諸規範そのものが、特殊に歴史的な資本主義の（１）流通（２）生産（３）分配の総プロセスにより、不断に当為的で合理的な根拠を保障される意志関係として論証されることによって、その分析は完遂されなければならない」とされる。ここでその具体的内容を紹介する余裕はないが、一言で要約すると、労働ではなく商品の売買という流通行為に所有権形成の始点があり、終点では、資本が生産した剰余価値が資本-利子（土地-地代を含む）「労働-賃金」の所得の 2 範式に収斂し、資本家の経営活動も労働者の労働も等し並みに労働と一括されて、「自己の労働に基づく報酬」の所有として観念されるとする所有権の法表象を確認されるのである。その間をつなぐ論理展開の内容は、以下に上の流通・生産・分配に対応する見出しを引用することで読者の想像を喚起しておくにとどめよう。

- （１）所有権観念の形成：①売買と所有権（商品）、②所有権と契約の分離（貨幣）、③所有権の絶対性（資本）
- （２）所有権秩序の編成：①労働と所有権の結合（資本の生産過程）、②契約を介し移転する所有権（資本の流通過程）、③所有権法の市民的秩序（資本の再生産過程）
- （３）所有権法の物神性：①資本家の表象における所有権、（利潤）、②地主の表象における所有権（地代）、③法表象としての所有権（利子）

若干の疑問

ところで、このような青木教授の試みをどのように評価すべきかについて、法の論理の読み込みについてほとんど基礎的な訓練を受けていない私に、十分な判断能力があるとは到底言えない。唯々、教授の丹念な作業に敬服するのみであるが、あえて素人の立場から、以下に若干の疑問を提起しておこう。

その 1 は、資本主義経済の原理に対応する法の原理が、何故に所有権の問題に集中するのか、ということである。私はかつて注 5 で記した拙稿「資本主義経済と基本的人権」で、資本主義の成立・存立にとって不可欠の権利として「財産（所有）権」とともに「居住・

移転・職業選択の自由」をあげたことがある。後者は言うまでもなく、資本が生産過程を包摂するに当たって必要とする「労働力の商品化」の不可欠の前提であり、具体的には封建社会における領主の農民に対する身分的・人格的支配、その内容としての土地緊縛・作付け規制などからの解放をもたらす権利である。これなくして資本主義は成立・存立しえないが、それが法表象の表面に出てこないのは、資本の本源的蓄積過程が示すように、労働力の商品化が土地の私有化のコロラリーであることから、土地所有権の成立による私有財産権の普遍化の指摘で十分と言うことなのであろうか。

その2は、上の点とも関連があるが、私が耳にした生前の宇野による法学の原理についての断片的な発言の記憶（間違っているかもしれない）に関してである。宇野は政治学原理の可能性には否定的であったが、法学には経済学の原理に対応する原理が成り立つとし、半ば冗談らしく振る舞いながら、流通論に対応するものとして民法、生産論に対応するものとして刑法、分配論に対応するものとして公法を想定できるのではないかと発言されていた¹⁰。ここで民法は上述の青木教授による所有権の生成・確立の論理に対応するのであろう。刑法が生産論に対応するのは、生産論が歴史貫通的な労働・生産過程から説き始めていることに対応して、刑法も人類に普遍的とも言える悪、すなわち窃盗・詐欺・傷害・殺人などに対する規制を問題にしているからではないか、と言われていた記憶がある。公法がいかなる意味で分配論に対応するかの説明は失念したが、人々の経済生活が経済のみの論理で充足され、それを規制する法の論理が市民間の私的關係として処理されるとすれば、当然旧社会ではそれと渾然一体となって存在していた権力の側面が「公」権力として「私」が支配する市民社会と分離することになる。その「公」が現実の政治権力として機能するのが政治であり、宇野はそれを対象とする政治学には原理論レベルでの対応を不要としたが、「公」そのものの存在とその規範の論理は必要かつ可能であり、それが公法だと考えたのかもしれない。

¹⁰ 通常、法学の世界では、法を市民（私人）間の関係を律する民法・商法等の私法と市民と公権力の関係を律する憲法・行政法等の公法に2分するが、刑法については私法に属するとする考え（フランス法）、公法に属するとする考え（ドイツ法）、いずれにも含めず両者の中間に位置づける考えなど、さまざまなようである。宇野がどのような理解を持っていたかは不明だが、刑法と区別して公法という表現を使っていることを考えると、それは憲法・行政法をイメージしたものと判断される。なお、独禁法などの経済法や、環境法などの特徴として、「私法の公法化」「公法の私法化」が議論されているようだが、この点は、宇野3段階論の現状分析論次元での、経済学における現代資本主義論に対応する現代法論の問題として興味深い。

2. 発展段階論における経済学各論と法学・政治学への拡張

発展段階論と経済学各論

経済学の理論が発展段階論（以下段階論と略する）を必要としたのは、現実の資本主義世界が 19 世紀の 70 年代以降、その支配する領域を拡大しつつも資本主義的純粋化傾向を鈍化し逆転して不純化する傾向を示したことが、具体的には自由主義段階から帝国主義段階への移行したことによる。その結果、原理論のみを基準にして世界経済や一国資本主義の現状分析を行うのは、ドイツの修正主義論争や日本資本主義論争に見られた難点を生じることとなり、その難点を避けるためには原理論と現状分析の間に段階論を媒介基準として入れなければならないとしたのが、そもそも宇野理論の出発点であった。

ところで、資本主義の段階的变化をもたらした要因こそ、原理的世界像の形成過程で捨象されていた、①生産力の具体的水準に規定された主導的産業とそれを基盤とする支配的資本、②先進国と後進諸国との国際関係、③経済的土台と上部構造（法・政治権力・社会思想）の関係の 3 要因の変化によるものである。帝国主義を資本主義の「段階」として認識した嚆矢は周知のようにレーニン『帝国主義』（1917 年）であるが、そこでは重工業、独占、金融資本、関税政策、海外投資、植民地獲得競争、列強による世界再分割闘争など、いずれも原理論に相当する『資本論』のメインストリームには登場しない上の①②③に関わる次元での論理展開が充満している。そして、この帝国主義段階の資本主義が解明されることによって、先行する確立期の資本主義としての自由主義段階の特質、さらには発生期の資本主義としての重商主義段階の特質も解明されることになったのである。

ところでこの段階論の次元は、意識的・無意識的を問わず、さまざまな経済学の各論が展開される舞台であった。意図的なものとしては、宇野自身が手がけた『経済政策論』（弘文堂、初版 1954 年、改訂版 1971 年）や、宇野の期待に応じて著された武田隆夫・遠藤湘吉・大内力の共著『近代財政の理論』（時潮社、1955 年）はその先駆をなすものであるが、経済政策にせよ財政にせよ、資本家的生産関係（経済的土台）の未熟（商人資本の支配）→確立（産業資本の支配）→爛熟（金融資本の支配）に対応して上部構造である国家の経済政策とその物的裏付けである財政の在り方が変容していくことを明らかにするものとして、あるいは一国の置かれた国際的位置の違いに応じて経済政策の在り方や財政の特質が異なる類型を形成するものとして、相対的に独自の完結性をもって構成されたのである。段階論としての経済学の各論は、ほかにも宇野『経済政策論』各章の前段をなす各段階の

「支配的資本論」(商人資本・産業資本・金融資本)並びにそれらが成立する前提をなす「(支配的)産業論」や、経済政策を重商主義・自由主義・帝国主義といった対外政策で代表させた宇野の『政策論』には欠けている「(国内を対象とした)経済政策論」(資本の原始的蓄積・レッセフェール・社会政策)、さらには支配的資本の変遷に対応して変容する流通市場や金融市場を対象とした「流通市場論」や「金融論」、国際関係にかかわる「国際経済論」「植民政策論」などがあげられよう。また帝国主義段階に特有な現象として登場する労働問題・農業問題・中小企業問題などの「社会問題論」も取り上げられてよいし、またおそらく産業株式会社による大企業の出現によって、企業経営に人為的操作可能性の余地が生まれた結果登場したと思われる「経営学」や「会計学」も、その実学的側面は別として、経営システムやその機能・効果の客観的分析は、段階論的考察の対象として取り上げる分野であろう。

法学・政治学の段階論

そこで次の問題は、この段階論の法学・政治学への拡張であるが、そもそも旧社会では経済・法・政治のすべてが渾然一体となって存在し¹¹、それ故その観察と理解も神学や哲学の中に埋没していたと言ってよい。近代社会の形成・発展とともに、土台である経済が自立し純化してきたということは、その反面で法や政治と言った上部構造が経済から分離して非経済的な性格のものに純化していったことを意味し、その点に経済学・法学・政治学が社会諸科学として成立した根拠がある。その際「純粋な資本主義社会」として構成される原理論の世界では、自己完結的な経済社会とそれに照応しそれを自然の秩序とする法イデオロギーの表象が、経済学および法学の原理、合わせて「社会科学の原理」として内容を伴って理論化されることはすでに見た。問題は政治であるが、先にも宇野の断片的発言を借りて述べたように、私的世界である市民社会から疎外された公権力の成立とその近代社会における位置づけまでは原理的に規定できる(公法)としても、この公権力の行使の在り方とその内容こそが政治そのものだとするれば、その説明はむしろ段階論の場が主要な舞台と言うことになるであろう。

ところで、法学・政治学分野で宇野経済学の方法に準拠して本格的に段階論を展開した

¹¹ 例えば、封建社会における領主と農民の間の経済的搾取関係は、マルクスが「経済外的強制」と呼んだ前者による後者の、身分制と武力による土地への強制的緊縛と一体になっていた。

作品はきわめて少ない。早い時期に法を資本主義の発展段階に即して一般的に論じたものとして、渡辺洋三編著『現代法と経済』¹²（岩波講座現代法 7）に収録されている、甲斐道太郎「産業資本と法の理論」、富山康吉「独占資本と法の理論」の二論文がある。しかし、前者は市民法が私法と公法に分化する論理を示されている点で興味深かったが、自由主義段階のイギリスに即しての分析と言うより、むしろ法の原理論に傾斜した論稿になっている。後者は、独占段階に一般化する株式会社の普及を念頭に置いて会社法の法理を展開していることが特徴だが、それを市民法の自由の論理の延長線上で説く点で、経済学者にもある「自由競争が必然的に独占を生む」といった原理論の延長線上での展開に不満が残る。

もともと、法の段階論の各論としては、宇野段階論に即して展開された論文が、上掲、渡辺編著に収録されており、下山瑛二「資本主義経済と行政権」がそれである。この論文は、「序」で方法を説明したあと、「行政権の歴史的類型的考察」並びに「国家独占資本主義段階（現代）における行政権」の2章からなり、前者では、行政権の法的羈束性と裁量の程度との関係に焦点を置いて、自由主義段階の英国で羈束性の厳しい行政権が法定されたのに対して、後発国ドイツではプロイセン王の専制が可能であったこと、それが帝国主義段階では、統一ドイツ帝国で成立したビスマルク憲法で、君主権の裁量から官僚制の下での行政権としての法的裁量に変化し、この段階での典型となったこと、などが指摘されている。この論稿から、段階論レベルでの先進国と後進国における法の類型論的考察がさまざまな分野で可能なことが推論できる。

段階論としての法については、青木孝平教授も前掲『資本論と法原理』では、19世紀英国の工場法とその後の社会法としての労働法について、前掲『ポスト・マルクスの所有理論』では、産業株式会社の登場に伴う会社法の登場とその意味についての検討がなされているが¹³、その詳細の検討は他日を期したい。

段階論と現状分析論の対象区分

ところで、経済学・法学・政治学と言った社会諸科学の分科科学としての存立分野である段階論には、その対象を世界史のいかなる時期までとするかについて、かなり厄介な問

¹² 渡辺洋三編著『現代法と経済』（岩波講座現代法 7，1966年）。なお、柴垣和夫「書評・渡辺洋三編『現代法と経済』（『社会科学研究』18巻2号，1966年11月所収。のち前掲、柴垣『社会科学の論理』に収録）を参照。

¹³ 前掲青木『資本論と法原理』第二章『価値法則=人口法則と『労働法』，同『ポスト・マルクスの所有理論』同名の第2部。

題があることを指摘しておかなければならない。宇野自身は、前掲『経済政策論』の初版（1954 年）でそれを第 1 次世界大戦までのいわゆる古典的帝国主義段階までにとどめつつ、なおその後にまで延長する余地を留保していたが、1971 年の改訂版でそれによしとし、第 1 次大戦以後の時期を「資本主義から社会主義への世界史的過渡期」として現状分析の対象とした。しかし、第 2 次大戦後の資本主義が未曾有の成長と繁栄を実現する一方、一時はソ連一国から東欧諸国にまで拡大した「ソ連型社会主義」が 1990 年代に入って相次いで崩壊し、人民公社による独自の社会主義を目指した中国も共産党政権下の資本主義育成に転じた状況の下で、宇野学派の中では段階論の再構成、あるいは帝国主義段階に替わる新段階の設定、その他さまざまな議論が登場した。しかし、私自身は現在でも宇野説を維持している。何故なら、二つの大戦間を過渡期とし、第 2 次世界大戦後に定着した現代資本主義には、一時期「社会主義」世界と外的に対立し併存したというだけでなく、それ自身に社会主義的要素を内部化したものに変容しており、その点では古典的帝国主義段階のみならず自由主義段階を含む古典的資本主義と、質的に断絶した性格をもっていると考えられるからである¹⁴。

この議論をここで詳しく取り上げる余裕はないが、しかし、ここでの問題との関連では、帝国主義段階を対象とした段階論の素材として、第 1 次世界大戦以降の事実を挙げるのがどこまで許容されるか、と言う問題として問題になる。実際、例えば前掲武田ほか『近代財政の理論』では帝国主義財政の特徴とされる「経費膨張の傾向」の例証として、軍事費・植民地経営費・産業助成費・社会政策費・公債費が挙げられているが、林健久教授が最近の論稿でも指摘されているように、このうち大戦前にその事実が顕著なのは軍事費くらいで、植民地経営費や社会保障費、公債費はいずれも大戦後に膨張するのである¹⁵。この書が執筆された時期は、帝国主義戦争の性格をももっていた第 2 次世界大戦が終わってから日も浅かったし、形態は変わったとしても支配的資本は金融資本であり、米国を始め先進資本主義諸国の帝国主義的行動がなくなっているはいなかったから、戦間期や戦後の現実を帝国主義段階を対象とした段階論の素材とすることに、あまり違和感はなかったであろう。

¹⁴ この点に関する私見について詳しくは、柴垣和夫「宇野理論と現代資本主義論一段階論との関連で一」（櫻井毅・山口重克・柴垣和夫・伊藤誠編著『宇野理論の現在と論点：マルクス経済学の展開』（社会評論社、2010 年）を参照。

¹⁵ 林健久「宇野理論と財政学—個人的な経験と雑感—」『宇野理論を現代にいかにか Working Paper Series』（第Ⅱ期 14-1 号、http://www.unotheory.org/news_II_114）所収。

しかし、第1次大戦勃発から今年で100年を経、上述のような世界の大変化を経験した今日、林教授のような疑問が生ずるのは当然のことと言ってよい。

同様の問題は、帝国主義段階を対象とした法学の論文にも共通して存在する。行政権の段階論を対象とした前掲下山論文は、第1次大戦以後を「国家独占資本主義段階（現代）における行政権」と節を別に立てて考察され、そこで次節で見るような興味深い諸特質を見出しておられるが、同じく前掲富山論文では、この時期区分がなされていないために、近代市民法の原理が、独占段階とともにその基盤が掘り崩されて規範性を実質的に失ってくる問題と、市民法体系の枠の外に社会法なり経済法なりの「現代法」が形成されてくる問題との関連が、必ずしも分明に説明されていないように思われる。

Ⅲ. 現代資本主義と現状分析—単数の社会科学への収斂

現状分析論の対象としての現代資本主義

さて、ようやく現代資本主義を論じるところに到達したが、もはや思考と執筆に充当できる時間的余裕を食いつぶしてしまった。従って、肝心の終章は舌足らずな荒削りの論述で済ますことを許容していただくほかない。これまでの記述で、経済学・法学・政治学は、近代資本主義社会の形成とともに、対象自身の分化による社会諸科学として形成され、その基底に純粋な資本主義を想定しての経済的運動法則とそれに規定された法表象という原理論を確立したこと、さらに資本主義が帝国主義段階に移行するとともに、原理的世界が不純化し歪んでくることが、分化した諸科学の段階論的考察によって確認しうることを示してきた。最後の課題は、これら分化した社会諸科学が現状分析では単一の社会科学に収斂しなければならない根拠を示すことである。

その直感的理由は、冒頭に記したように、現実の経済・法・政治の各事象の境界が曖昧化し、一つの事象が経済的・法的・政治的な重層性をもって現れるようになったことにある。さらにその根拠を突き詰めていくと、先にも示唆したように、両大戦間を過渡期とし、第2次世界大戦後に本格的に確立した現代資本主義の、古典的帝国主義段階以前の資本主義との質的断絶がある。そのことが、現状分析論を、原理論・段階論と理論的抽象度を異にする分析方法上の概念としてだけでなく、積極的に現代諸本主義を固有の分析対象とす

る概念でもあることを示唆するのであるが、ここでその点には立ち入らない¹⁶。

そこで現代資本主義の古典的資本主義から区別される質的特質を端的に集約すると、①経済的には、金本位制の終局的停止と管理通貨制への移行、②法的には労働基本権と生存権に代表される社会権的基本権の公認、③政治的には男女平等の普通選挙権の普遍化による大衆民主主義の定着、の3点に集約できるであろう。これらの諸特質は、第2次世界大戦後の1950～60年代に先進資本主義諸国が福祉国家の形成を追求する中で定着したもので、その後のスタグフレーションを契機とした80年代以降の新自由主義への転換とともに弱体化した面はあるが、それでも基本的に維持されて現在に至っているのである。

現代資本主義の特質

まず①について、その始点は1930年代の世界恐慌後の先進諸国ばらばらの金本位停止に始まり、第2次大戦後の制限された金・ドル交換によるブレトンウッズ体制、そして1971年の金・ドル交換停止をへて74年以降現在の変動相場制に至っているが、金本位の停止というのは宇野の言葉を借りれば「資本主義から骨髄を抜いた」状態の現出であり、大内力の分析によれば、国家権力が為替管理を通じて通貨価値を人為的に操作できる、従って労働力商品の価格＝賃金水準をある程度操作できるシステムである¹⁷。為替レートや通貨価値は言うまでもなく経済の範疇であるが、それが政治権力によってある程度操作可能になることは、政治と経済の混交と言ってよいであろう。これが目標とするところは、労働力商品化の無理に究極の原因がある恐慌の回避と景気の安定であった。いうまでもなく、恐慌は資本主義の自己否定であり、それ自体は経済現象であっても、パニックは直ちに政治的危機に結びつく可能性があるからである。それを具体的に担ったのがいわゆるケインズの景気調整政策であった。これを（公私の）混合経済と呼ぶのも故なしとしない。

次に②の労働基本権（労働する権利、労働者の団結権・団体交渉権・争議権）や生存権は、はやくは1920年代ドイツのワイマール憲法にその萌芽が見られ、先進諸国から始まって第2次大戦後には国際連合の世界人権宣言に謳われるに至ったが、そもそもこの二つ

¹⁶ 詳細は、大内力『日本経済論・上』（東京大学出版会、1962年）PP. 112～113、ならびに柴垣和夫『『現状分析論』の方法に関する一考察』（武田隆夫・遠藤湘吉・大内力編『資本論と帝国主義論』下（東京大学出版会、1971年所収、のち前掲、柴垣『社会科学の論理』に収録）を参照。

¹⁷ 大内力『国家独占資本主義』（初版東京大学出版会、1970年、第2版こぶし書房、2007年）参照。

の権利は、自己責任と優勝劣敗の競争原理という資本主義の論理からは出て来ない性格のものであり、私はかつてこれらを社会主義的原理の資本主義への部分的内部化と評価したことがある¹⁸。法学の世界でも市民法体系の外の社会法に区別されて論じられてきた。これらは権利としては法的範疇に属するかもしれないが、現実の機能としては、労働基本権は、例えば本来市場で決まる賃金決定という経済的機能に労働組合が市場外から影響力を及ぼし、生存権は社会保障制度として、高齢者などの非労働力人口や失業者の生活保障によって、経済並びに政治の安定を果たす機能を果たしている。具体的レベルでは、社会保障のための支出並びに社会保険積立金は、それ自体として上の景気調整政策の一環を形づくっているのである。

最後の③であるが、女性の参政権を認めた男女平等普通選挙制度が広く認められたのも両大戦間期から第2次世界大戦後のことである。日本では初等・中等教育の教科書などで、近代社会・市場経済・民主主義がセットで記述されることが多いためか、西欧や米国では近代の当初あるいは市民革命の直後から民主主義的政治制度が確立していたとの誤解が多いが、自由主義段階の英国を特徴づけるのは、イデオロギーでは民主主義でなく自由主義であり政治の在り方としては所有資産を基準とした制限選挙制にもとづく名望家政治であった。その点は、英国の19世紀前半を彩る男子の普通選挙制を求めた労働者のチャーチスト運動の挫折を見ても明らかであろう。女性参政権を含む普通選挙制の実現は、19世紀後半以降、帝国主義段階に入って本格化した労働組合運動や社会主義運動によって担われたと言ってよく、またそれによって西欧諸国では労働党や社会主義政党が議会内に一定の地歩を確立しえたのである。この点から見て、徹底した民主主義それ自身が、本来は資本主義と言うよりは社会主義に近親性をもつ政治概念なのであり、そのもとで西欧で時に成立した労働党政権や社会民主党政権は、生存権の具体化としての社会保障の充実を図り、時には資本主義的経済を部分的に否定する「公私混合経済」を導入して経済と法と政治の間の曖昧化や重層化を現実化してきたのである。

現代資本主義の分析方法

こうして現代資本主義は「社会主義に対抗しつつ、社会主義的要素を部分的に内部化し

¹⁸ 柴垣和夫「現代資本主義と社会保障」（氏原正治郎ほか編『社会保障講座 2』総合労働研究所，1981年所収，のち柴垣『現代資本主義の論理』日本経済評論社，1997年に収録）を参照。

た、半ば自己否定した資本主義」として現れ、そのことによって、古典的資本主義の時代には分化していた経済的土台と上部構造を一体化した存在として現れる。そこで最後の問題は、このような対象に付いての分析方法であるが、ここでは経済学・法学・政治学それぞれの、またそれぞれの中での各論としての相対的自己完結性はいりえないであろう。ここでは同じく経済・法・政治はもちろん宗教その他の文化までもが渾然一体となっている旧社会の分析、つまり歴史学の分析と似たような方法が必要となるのではなかろうか。

その際、資本主義を対象とした経済学の原理による経済的強制の把握が封建社会における「経済外的強制」を析出し、資本=賃労働関係とは異なる領主=農民の関係の理解に資したように、社会科学の原理論と社会諸科学の発展段階論を踏まえつつも、現代資本主義それ自体に接近する独自の理論的操作が必要と思われる。そこでは、原理論と段階論を踏まえることによる直感と実証の積み重ねによる現実分析の蓄積を武器として、さまざまな「中間理論」の試行錯誤的構築が繰り返されることになるであろう。かつて私は、現状分析論は鈴木鴻一郎が言うように現実を「あるがままに写す」のではなく、さまざまな抽象度で把握する必要があることを主張したことがあるが¹⁹、そこで提起した試みも同じ趣旨であった。

近年、宇野学派の中で原理論と現状分析論の間に位置する段階論を「中間理論」と呼ぶ風潮が見られるが、私には疑問である。先にも指摘したように、段階論は原理論と同様に、対象自身が理論内容だけでなく方法をも模写すると考える私には、M・ヴェーバー的な類型論と同じ意味で使われがちな「中間理論」と言う用語は、宇野段階論に対してではなく、上述のように、試行錯誤を繰り返す理論的操作で設定される仮説的性格のものとして用いた方がよいように思われる。

従って、その際のアプローチは、段階論的考察の場合とは異なり、まず経済的土台の分析からと言った唯物史観的段取りは必要ではない。対象自身の問題の性格、あるいは観察者の関心と問題意識から出発して差し支えない。従って逆に分析結果も観察の限りでの限界を持ち、より高度の完成を求めての無限の営みとなるであろう。そして、そうした限界を持ったものとして、単一の社会科学の生み出した成果の一部となることになるであろう。

(2014年7月25日初稿, 2015年10月12日補正)

¹⁹ 前掲、柴垣『『現状分析論』の方法に関する一考察』(注16の文献に所収)を参照。